

古賀市景観計画



はじめに

古賀市は、玄界灘と白砂青松の美しい海岸線や、緑豊かな犬鳴山系など、大都市近郊にありながら豊かな自然景観を有するとともに、地域の生活や文化を今に伝える寺社仏閣などの歴史・文化的景観、低層住宅地や商業地・工業団地などの市街地景観を有し、それらが調和し、共存することにより、古賀市固有の景観が生み出されています。また、地域にはそれぞれ、そこに暮らす住民の皆さまが愛着を持ち大切にしている身近な生活景観があり、地域のかけがえのない財産となっています。

これらの景観は、先人から受け継いできた大切な宝であり、これらを守り、創り、生か し、育てるとともに、次世代に継承していくよう取り組んでいくことが必要です。

そのため、古賀市では、市民・事業者・行政が共働し、良好な景観形成を推進することを目的に、景観まちづくりの考え方や方針、必要な規制の基準などを盛り込んだ「古賀市景観計画」を策定しました。

この「古賀市景観計画」は、平成23年10月に策定した「美しいまちづくりプラン」 の理念を引き継いだものであり、今後は、この「古賀市景観計画」に基づき、市民・事業 者の皆さまとともに良好な景観の形成に取り組み、地域に愛着を持ち未来に誇れるまちづ くりを目指してまいります。

最後に、本計画策定にあたり熱心にご協議いただいた「古賀市景観市民会議」及び「古賀市景観計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、景観まちづくりに関するアンケート調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げます。

古賀市景観計画 目次

序章	景観	朗まちづくりの考え方 ······	1
第	1節	景観計画策定の背景と目的	1
第	2節	景観まちづくり	2
第	3節	- 景観計画の位置づけ	2
第	4節	古賀市の景観特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	5節	景観計画におけるフットパス	. 7
		景観計画の区域	
		景観計画の区域	
第	2節	景観計画におけるゾーニング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第2	章,	良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		- 景観計画の目標	
第	2節	景観形成方針·····	12
第3	章」	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第	1節	届出対象行為	· 24
第	2節	景観形成基準	- 26
第	3節	景観重点区域	32
		景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	1節	景観重要建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.33
第	2 節	景観重要樹木の指定の方針	34
第5	章	景観重要公共施設の整備に関する事項	35
		指定の方針	
第	2節	景観重要公共施設·····	35
第	3節	整備に関する事項	36
第6	章』	屋外広告物の表示等の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第7	章 :	共働による景観まちづくりの推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	39
第	1節	市民、事業者、行政の役割	. 39
第	2節	推進体制のイメージ	40
第	3節	推進方策	41
第	4節	景観計画の適切な運用	44
巻末	資料	<u> </u>	

序章 景観まちづくりの考え方

第1節 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

古賀市は、福岡県の北西部に位置し、政令指定都市である福岡市と北九州市の間に位置する大都市 近郊の都市であり、JR鹿児島本線や国道3号、九州自動車道古賀インターチェンジが位置していま す。江戸時代においては「唐津街道」の宿場町である青柳宿が位置していたように、昔から広域交通 の要衝として発展してきました。

その景観は、大都市のベッドタウンとしての低層住宅地や食品加工団地を中心とした工業団地など、 交通の利便性が高いことにより形成された都市景観がある一方、白砂青松が連なる海辺や犬鳴山地・ 岳越山・鹿部山など、大都市近郊にありながら豊かな自然が残っていることも大きな特徴となってい ます。

市では、このような古賀固有の景観を守り活かすため、平成23年に「美しいまちづくりプラン(景観基本計画)」を策定し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりに取り組んできましたが、この取り組みをさらに発展させるため、市は、平成28年7月1日に景観行政団体となり、景観法第8条に定める景観計画の策定をめざすこととしました。

この古賀市景観計画は、「美しいまちづくりプラン」の理念を引き継ぎ、古賀らしい良好な景観形成をさらに推進していくために定めたものです。

(2)景観計画の目的

- ① 古賀市がめざす景観像や景観まちづくりの目標を明らかにし、共有すること。
- ② 市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりの推進方策について定めること。
- ③ 地域の景観の調和を保つため、一定の強制力を持ったルールを定めること。

第2節 景観まちづくり

景観は、海・山・川などの自然や、建物・道路・公園などの人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた地域の文化や歴史が醸し出す"まちのたたずまい"といった都市の「印象」など、さまざまなもので構成されています。

つまり景観は、「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」という ことができます。

景観まちづくりとは、地域の景観を大切な財産として守り、創り、生かし、育てるためのさまざまな 取組のことをいいます。

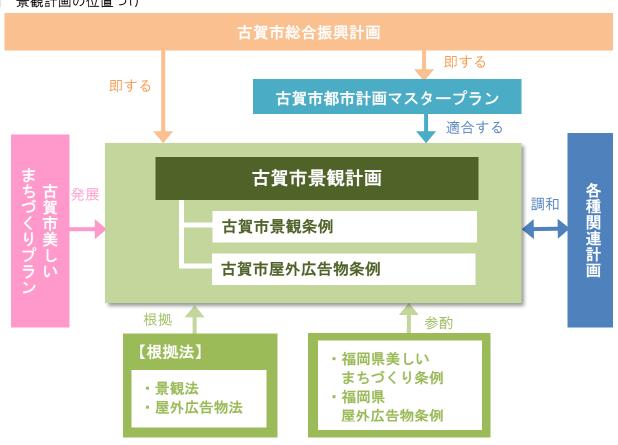
美しい景観は人々に潤いと安らぎを与え、子どもたちの感性を育て、居住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。

古賀市では、本計画に基づいた「規制・誘導」と「共働の推進」によって、景観まちづくりを進めていきます。

第3節 景観計画の位置づけ

- ●「古賀市景観計画」は、市が良好な景観の維持・形成を進めていくためのマスタープランとなるものであり、景観条例や屋外広告物条例とあわせて運用していきます。
- ●「古賀市景観計画」は、平成23年に策定した「古賀市美しいまちづくりプラン(景観基本計画)」 の理念を引き継いだものです。

図 景観計画の位置づけ



第4節 古賀市の景観特件

(1)景観構造

古賀市は、東側の犬鳴山地から樹園地などに利用されてきた丘陵に向かい、水田や畑地、市街地を経由し、白砂青松の連なる海辺と玄界灘に至るダイナミックな地形がベースとなっています。

景観の構造をみると、緑の背景となる稜線がひだ状に形成されており、奥深い景観を生み出しています。玄界灘に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川軸があり、市域内で完結していることから、源流から河口にかけての連続した一連の景観が広がっています。

西部から東部に向かって景観の構造断面をみると、玄界灘や松林の広がる海辺景観、住宅地・商業地・工業団地の広がる都市景観、農地・集落がある里山・田園景観、山裾にある住宅・農地や工場を経て、山間部の緑地景観となっており、変化に富んだ特徴のある景観を有しています。

図 景観構造

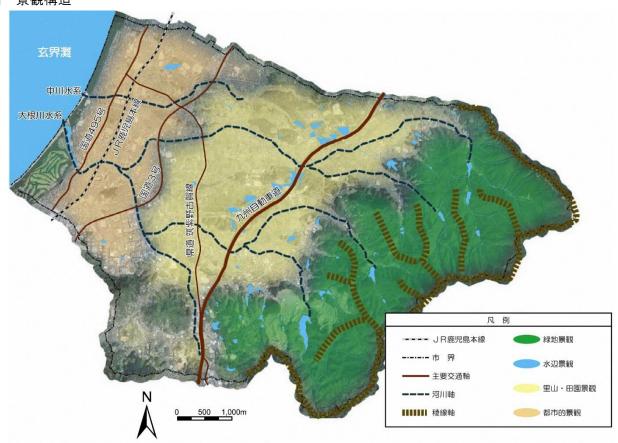
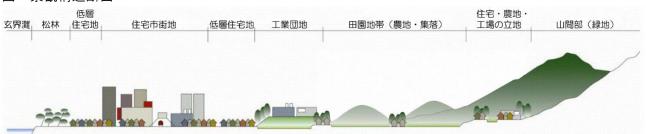


図 景観構造断面



(2)景観特性

古賀の景観は、前述した特徴的な景観構造の中に、次の3種類の景観が混ざり合って形成され、美 しさを醸し出しています。

1) くらし・まちの景観

くらし・まちの景観とは、人々の日常生活のフィールドとなる住宅地や商店街を主とした都会的

- ▶ 国道3号から海側はほぼ全てが市街化区域となっているため、都市景観が広がり、幹線道路 沿いには商業店舗の立地が進んでいます。
- ▶ JR古賀駅周辺は商業施設や高層マンションが集積した市街地の景観となっており、県道 古賀停車場線(JR古賀駅から国道495号へ続く通り)は電線類が地中化されています。
- ➤ 舞の里地区や美明地区には、戸建て住宅が並ぶ閑静な住宅地の景観が形成されています。一 部の地区では、歩行者用道路が完全に分離されており、加えて、各住宅の敷地内の緑化も行 われていることから、良好な居住環境が形成されています。
- ▶ 田園地帯や里山の麓には、古くからの農村集落が存在しています。
- ▶ 工業団地は工業地として明確に区分されており、工場や事務所と道路の境には、樹木で緑化 されている場所がみられます。







▲舞の甲



▲工業団地

2) 歴史・文化の景観

歴史・文化の景観とは、寺社仏閣や史跡・公園などがあり、昔ながらの人々の営みを感じさせる のどかな景観です。

- ▶ 国史跡の船原古墳、県史跡の鹿部田渕遺跡が保存されています。
- ▶ 市内には地域の生活や歴史・文化を伝える多くの寺社仏閣等が点在しています。
- ▶ かつて唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿では、昔ながらの建築物や西構口跡の石積みな ど、歴史を感じられる景観が点在しており、街道の入り口には案内板が設置されています。
- 薬王寺温泉地では、情緒ある温泉地の雰囲気を感じることができます。
- ➤ 千鳥ヶ池公園や花鶴が浜公園などの「歩いてん道」と連結した公園が整備されています。
- ▶ 歴史の中で育まれてきた多くの祭りや行事などが、現在も文化の景観として受け継がれてい ます。



▲小山田斎宮



▲青柳宿西構口跡



▲五所八幡宮の夏越し祭り

3) 自然の景観

自然の景観とは、海や山などありのままの自然や田園などの緑豊かな景観です。

- ▶ 白砂青松が連なる海辺は玄海国定公園に指定されており、古賀海岸からは玄界灘の絶景が一望できます。
- ▶ 花鶴ヶ浜から福津市にかけた海沿いは「歩いてん道(浜辺コース)」となっています。花鶴が浜公園付近の河口沿いの道は、ハマボウが咲く散策路として親しまれ、中川河口の潮騒橋付近には、夕陽風景時計が設置されており、夕陽の鑑賞スポットとなっています。
- ▶ 市東部には、全市景観の背景となっている犬鳴山地や、樹園地などに利用されてきた丘陵地が広がっています。
- ▶ 市中央部には、広大な田園地帯が広がり、その周囲には里山の緑豊かな風景が広がっています。
- ▶ 興山園では、四季折々の花や樹木を見ることができます。
- ▶ 清滝地区にある清滝橋からは、清滝清流と川沿いに連なる桜並木を眺めることができます。
- ▶ 大根川や薬王寺川の上流では、初夏に蛍を鑑賞することができます。
- ▶ 鹿部山公園展望台は、手前に花鶴丘団地、奥に玄界灘や相島が見渡せる市街地の貴重な眺望 スポットです。



▲花鶴ヶ浜

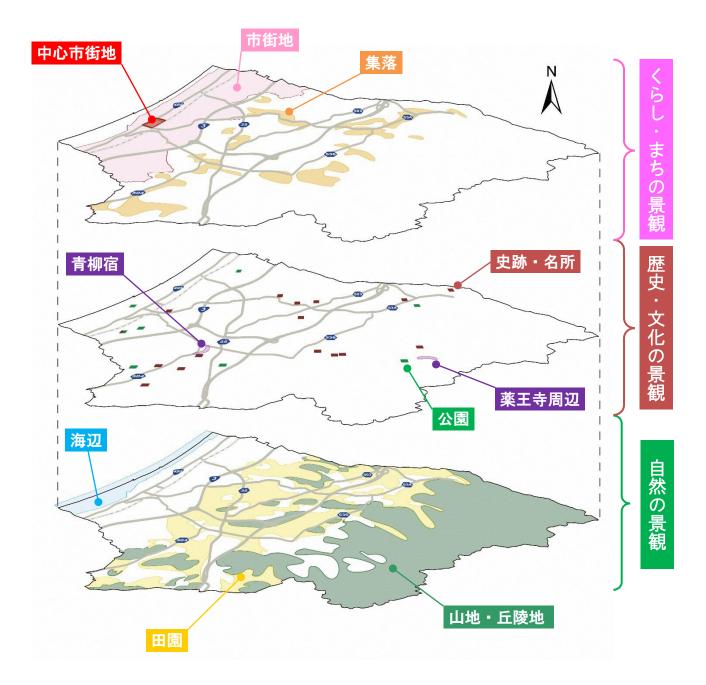


▲米多比



▲清滝

図 3種類の景観の関係



第5節 景観計画におけるフットパス

(1) フットパスとは

「フットパス」とは、イギリスを発祥とする『森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】』のことです。

(2) 古賀市のフットパス

地域住民が日常生活で利用するフットパスは、「身近な生活景観」を見るための良好な視点場です。 フットパスでは、ゆっくりとした速度で移動が行われるため、利用者は、道端に咲く花などの細かな 部分にも目が届きやすく、その地域ならではの魅力的な景観を楽しむことができます。

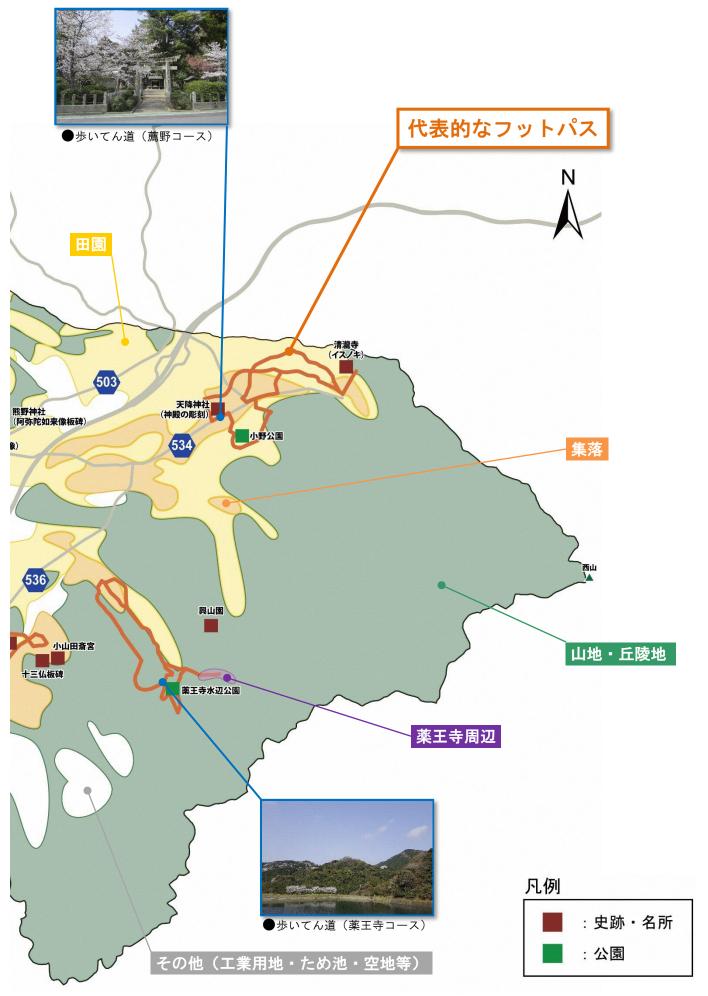
健康づくりのため広く市民に親しまれている「歩いてん道」やこれにつながるウォーキングコースは、古賀市の代表的なフットパスで、古賀市の自然やまちなみといった風景を楽しみながら歩くことができます。

(3) 景観計画策定におけるフットパス

景観計画の策定にあたって開催した古賀市景観市民会議では、「身近な生活景観」を考えるためにフットパスから見た景観を重視し、前述の「歩いてん道」および「歩いてん道」につながるウォーキングコースを中心としたフットパスから見た景観について調査・議論を行い、それぞれ望ましい景観のあり方が提言されました。

古賀市景観計画では、この古賀市景観市民会議の提言を踏まえ、特にフットパスからの景観に重点を置き、古賀らしい良好な景観形成方針について定めました。





第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

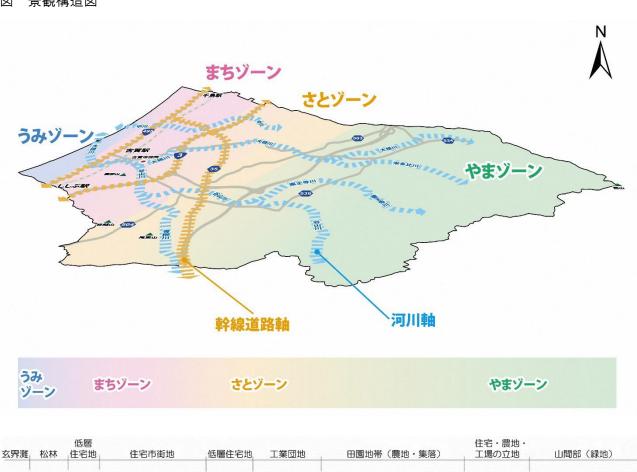
第1節 景観計画の区域

古賀市の景観計画の区域は市全域とし、景観を構成する3種類の特性(くらし・まちの景観、歴史・ 文化の景観、自然の景観)の調和を図り、良好な景観形成を進めます。

第2節 景観計画におけるゾーニング

本計画では、市の景観特性に基づき、類似の景観を有するまとまりのある地域として、「うみゾーン」「まちゾーン」「さとゾーン」「やまゾーン」の4つのゾーンと、市内でも特に多くの市民や来訪者の目に触れやすい場所である「幹線道路軸」、「河川軸」の2つの軸を設定します。

図 景観構造図



第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

第1節 景観計画の目標

(1)基本目標

古賀市では、四季折々移ろいゆく花々や、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、それぞれの時代の人々の営みによって、住宅地や田園風景、地域の伝統行事など、古賀固有の魅力ある景観が作られてきました。

これらは、先人から受け継いだ大切な宝であり、これらを守り、創り、生かし、育てるとともに、 次世代に継承していくよう取り組んでいくことが必要です。

また、新しいものをつくるときは、長い時間をかけて作られてきた古賀の風土に配慮し、現在ある 景観との調和を図ることで、古賀らしい景観を育んでいきます。

古賀市ではこれらの方針をもとに、以下の基本目標を設定します。

うみ・まち・さと・やまの魅力と 古からの歴史・文化を紡ぎ 愛着と誇りの持てる 花と緑の景観まちづくり

(2) ゾーン別目標

基本目標を踏まえて、景観特性に基づき設定した4つのゾーンと2つの軸について、それぞれ目標を設定します。

1) うみゾーン

『市民の生活に潤いをもたらす景観まちづくり』

2) まちゾーン

『まちを歩いて楽しめる景観まちづくり』

3) さとゾーン

『暮らしと自然・歴史が調和する景観まちづくり』

4) やまゾーン

『四季の移ろいが感じられる景観まちづくり』

5) 幹線道路軸

『連続性とにぎわいのある景観まちづくり』

6) 河川軸

『移ろいゆくうみ・まち・さと・やまの沿川景観を楽しめる景観まちづくり』

第2節 景観形成方針

(1) 景観構造別の景観形成方針

市の景観特性に基づき区分した4つのゾーンと2つの軸について、ゾーン別目標およびそれぞれの特性と課題を踏まえ、景観形成方針を設定します。

また、より具体性を持って景観まちづくりに取り組んでいくために、景観形成方針に基づき、ゾーンと軸ごとにめざす景観像を明らかにします。

この景観像は、第3章 第2節に記載している景観形成基準に基づく規制・誘導や、第7章に記載している市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりの取組など、第3章以降に記載している事項やそれに基づく取組が組み合わさって実現されていくものです。

1) うみゾーン

①うみゾーンの特性

海を中心として自然の景観が多く残されています。古賀海岸と松林による、白砂青松の景観が広がっており、中川の河口近くには夕陽の沈む時間と方向が分かる「夕陽風景時計」が設置されています。

また、海岸からは玄界灘を見渡すことができ、壮大な眺望が開けています。



▲夕陽風景時計(中川河口)



▲古賀海岸



▲古賀海岸と松林

②課題

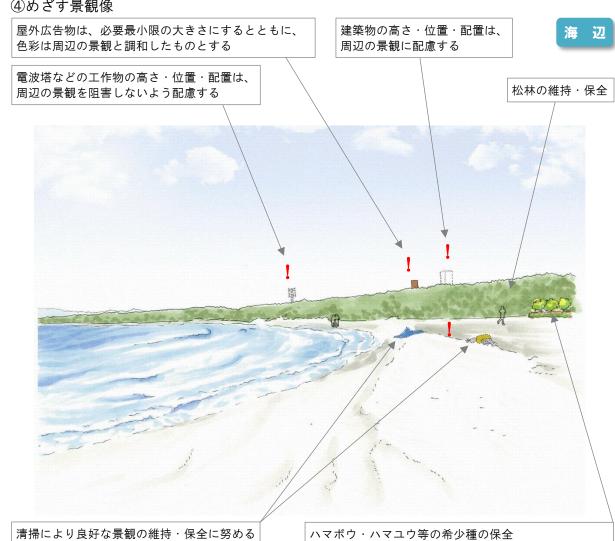
- ▶ 美しい海辺を維持するために、松林などの周辺の自然の維持・保全が必要です。
- ▶ 花鶴ヶ浜から弓なりに続く広大な海辺景観の維持・保全が必要です。
- ▶ 玄海国定公園の保護に配慮した、古賀海岸や松林までのアクセス経路の整備が必要です。

フットパスを中心とした草花による積極的な緑化の推進

③景観形成方針

古賀海岸と松林の美しく豊かな自然景観の保全に努める

④めざす景観像



2) まちゾーン

①まちゾーンの特性

市の景観の特徴となっている低層住宅地や商業地、工業地といった、くらし・まちの景観が 多くみられます。

まとまった住宅地が点在しており、その中では緑あふれる公園が見られます。また、地区内では、庭先の花植えや緑化活動が積極的に行われることによって、緑豊かな景観が形成されています。



▲リーパスプラザこが



▲舞の里公園



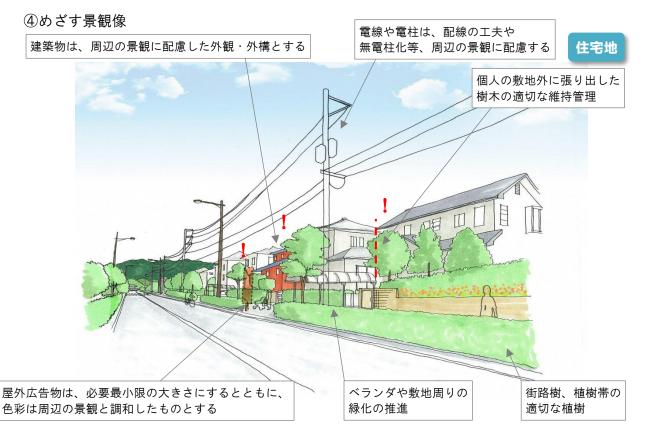
▲舞の里

②課題

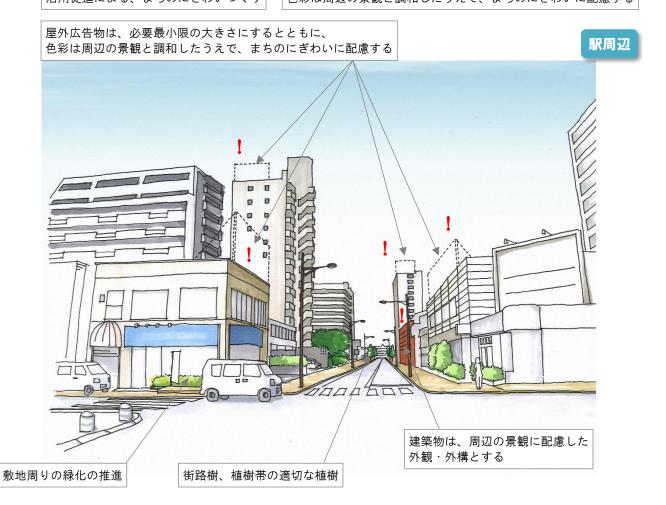
- ▶ 市民によって、各地域で行われている景観まちづくり活動を継続し、良好な緑あふれる住環境を維持・保全していく必要があります。
- ▶ JR古賀駅周辺や市役所などの公共公益施設が集まる市道 千鳥・栗原線沿線など、古賀市の顔となるまちなかにおいては、統一感のあるまちなみの形成が必要です。
- ▶ 駅周辺での空き家・空き地の増加など、まちなかにおいて活気が減少しています。
- ▶ 工業団地では、敷地の外縁部の緑化が行われており、このような活動の継続的な実施が必要です。

③景観形成方針

身近な自然環境と調和した良好で魅力的な住環境の形成に努める







屋外広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、 色彩は周辺の景観と調和したものとする 電線や電柱は、配線の工夫や無電柱化等、 周辺の景観に配慮する

まちなか



3) さとゾーン

①さとゾーンの特性

さまざまな景観特性が入り混じった地域であり、里山や田園・農村集落のほかに五所八幡宮 等の歴史・文化の景観も数多く見ることができます。

山裾まで広大な田園風景が広がり、背後にそびえる山々と相まって、四季折々の自然豊かな 景観を感じることができます。筵内地区では、春に地元の方々によって整備された広大な菜の 花畑を見ることができます。







▲筵内(大根川沿い)



▲筵内

②課題

- ▶ まちと山をつなぐ豊かな里山・田園景観の価値の再評価が必要です。
- ▶ 農業振興地域に指定されている場所もあり、生業としての農業に対する配慮が必要です。

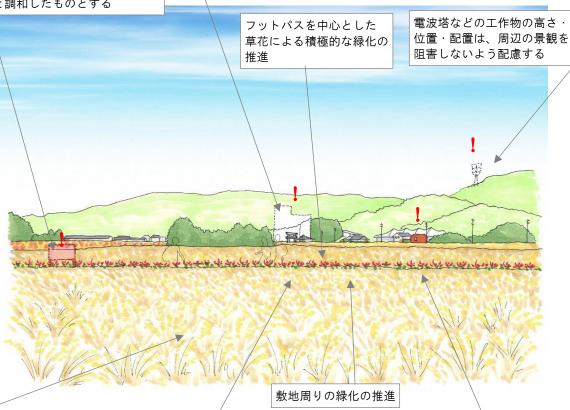
③景観形成方針

里山・田園景観や歴史・文化の景観を守り継承するよう努める

④めざす景観像

屋外広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の 景観と調和したものとする 建築物の高さ・位置・配置は、 周辺の景観に配慮する

里山・田園地帯



広がりのある田園景観の 維持・保全 寺社・仏閣等の歴史・文化の 景観の維持・保全 建築物は、周辺の景観に配慮した 外観・外構とする 電線や電柱は、配線の工夫や無電柱化等、 周辺の景観に配慮する

歴史的風土のある地域



4) やまゾーン

①やまゾーンの特性

市の東側に広がる山々に囲まれているため、自然の景観が多く見られ、季節ごとの花や紅葉 を見ることができます。

天降神社や清瀧寺など、古賀の歴史を感じさせる景観も点在しています。









▲清瀧寺

②課題

- ▶ 市の景観の背景となっている雄大な山々を維持・保全するために、土石の採集や鉱物の採 掘等が行われる場合は、周辺の環境に配慮し、終了後は修景する等の対策が必要です。
- 山々への眺望景観の保全が必要です。

③景観形成方針

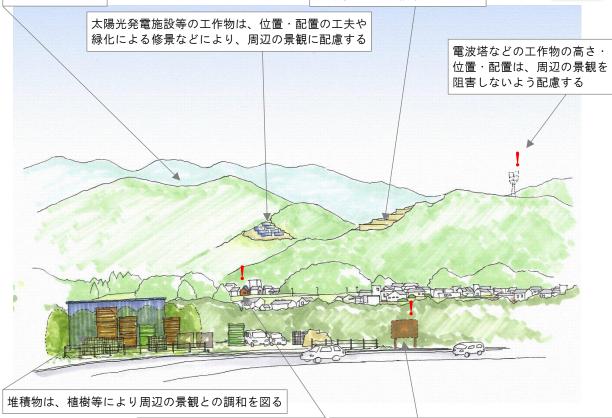
山間部の緑地景観の維持・保全に努める

④めざす景観像

豊かな緑地景観の 維持·保全

土石の採取等の際は、終了後の 植樹等により、修景に努める

山間部



外観・外構とする

建築物は、周辺の景観に配慮した川屋外広告物は、必要最小限の大きさにするとともに、 色彩は周辺の景観と調和したものとする



5) 幹線道路軸

①幹線道路軸の特性

古賀市の主要な道路軸となる国道3号、国道495号、県道 筑紫野古賀線沿道では、生活利用だけでなく、通過交通による自動車交通量も多いことから、沿道にはロードサイドショップが連立し、派手な色彩の店舗や、大規模な広告物が見られます。







▲国道3号



▲県道 筑紫野古賀線

②課題

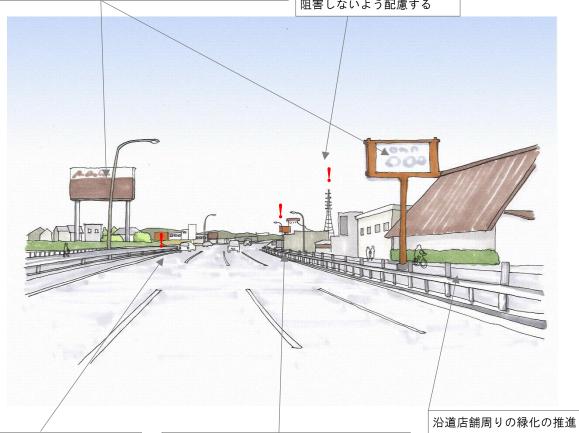
- ▶ 人の目にふれる機会の多い幹線道路沿道においては、周辺の住環境や里山・田園景観に配慮しながら、調和のとれた沿道景観とすることが必要です。
- ▶ 特に沿道や交差点付近の巨大な屋外広告物については規模や色彩等の規制が必要です。

③景観形成方針

沿道の周辺の景観との調和に努める

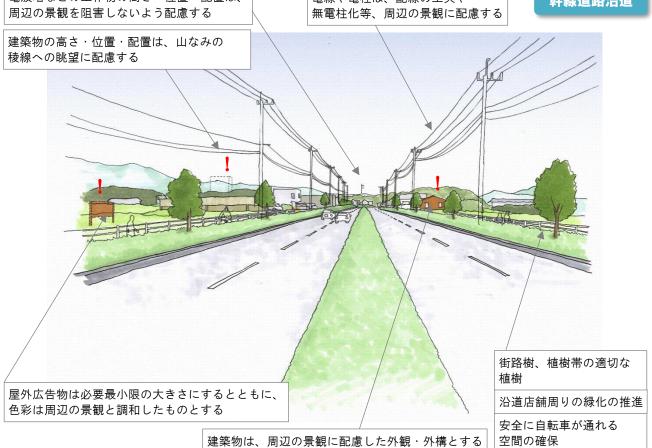
④めざす景観像

屋外広告物の大きさは、周辺の景観と調和したうえで、 通りのにぎわいに配慮する 電波塔などの工作物の高さ・ 位置・配置は、周辺の景観を 阻害しないよう配慮する 幹線道路沿道



建築物は、周辺の景観に配慮した 外観・外構とする 屋外広告物の色彩は、周辺の景観に配慮し、 極端に派手にならないようにする 街路樹、植樹帯の適切な 植樹





6)河川軸

①河川軸の特性

市内を流れる河川軸である大根川・中川の2つの水系は古賀市内を横断しているため、豊かな 水辺景観とともに、市街地部〜田園・里山〜その先に広がる山林へと移り変わる、変化に富んだ 特有の景観を見ることができます。

また、川沿いでは桜やほたるなどの四季折々の自然を楽しむことができます。



▲大根川(天神付近)



▲大根川(古賀橋付近)



▲中川(久保付近)

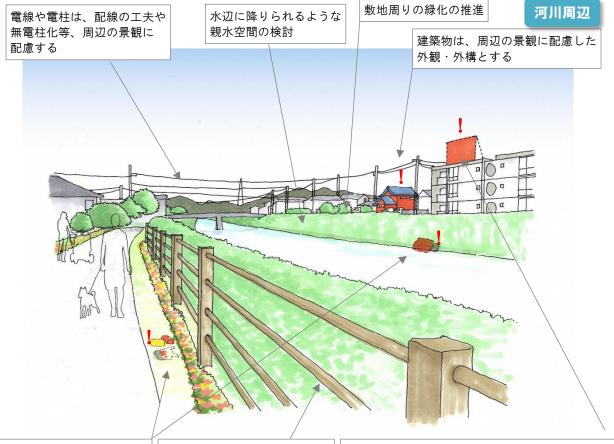
②課題

- ▶ 土手沿いの雑草・雑木の除去等により、河川とその周辺の景観を良好に保つことが必要です。
- ▶ うるおいのある良好な河川環境を活用するため、親水空間の創出が必要です。

③景観形成方針

生活に密着した豊かな河川空間の醸成に努める

④めざす景観像



清掃や除草により良好な 景観の維持・保全に努める 柵等の工作物は、周辺の景観に 配慮した形態・意匠とする 屋外広告物は必要最小限の大きさにするとともに、色彩は周辺の景観と調和したものとする

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

第1節 届出対象行為

大規模な建築行為や開発行為等は、周囲の景観に与える影響の程度が大きいため、一定規模以上の行為について、景観法に基づく届出制度の対象とします。

●届出が必要な行為

行為の種類			行為の規模 ^{※1}
		<u> </u>	1] 何以忧悮
建築物※2	建築物の新築、増 は移転、外観を変見 る修繕若しくは模 彩の変更(法第10 号)	更することとな 様替え又は色	高さが12mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡(主要幹 線道路 ^{※3} 沿線 ^{※4} にあっては200㎡)を超えるもの
	工作物の新設、 増築、改築若し	塔状工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さ)が15mを超えるもの ※電柱を除く
エ	くは移転、外観 を変更すること	壁状工作物	高さが2mを超えるもの
作物	となる修繕若し くは模様替え又	横断工作物	水門、堰:幅が2mを超えるもの 上記以外:高さが5mを超え、かつ、延長が50mを超えるもの
	は色彩の変更 (法第16条第1 項第2号)	その他工作物	高さが15mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
主として建築物の建築又は都市 計画法の特定工作物の建設に供 する目的で行う土地区画形質の 為 変更 (法第16条第1項第3号)		物の建設に供地区画形質の	開発区域面積が1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更 (法第16条第1項第4号)		変更	当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの ※採石法による岩石の採取計画の認可に当たり、福岡県に岩石 採取場の採取跡地の整備に係る計画書を提出している場合を 除く
業として行う屋外における廃棄物、再 生資源又は再生部品の堆積 (法第16条第1項第4号)		堆積	全ての規模

○工作物の定義

※建築物に該当するものを除く

工作物の区分	工作物の対象物		
塔状工作物	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、鉄塔、屋外照明、彫像、記念碑、記念塔、装飾塔、その他これらに類するもの		
壁状工作物	擁壁、柵、塀、ガードレール、その他これらに類するもの		
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰、その他これらに類するもの		
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、地上に 設置された太陽光発電施設、その他これらに類するもの 塔状工作物、壁状工作物、横断工作物のいずれにも該当しないもの		

- ※1 増築等にあっては、当該行為後の建築物又は工作物の規模とする。
- ※2 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とする。ただし、工事に係る仮設のものを 除く。
- ※3 国道3号、国道495号、県道筑紫野古賀線。
- ※4 路端から20m以内の区域とする。

○届出の対象外となる行為(例)

- ●通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1)建築物の建築等
 - (2)工作物(当該敷地に存する建築物に附属する、私道を除く道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消火設備を除く)の建設等
 - (3)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが 1.5mを超えるもの
 - ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1)建築物の建築等
 - (2)高さが 1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3)用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く)又は幅員が2mを超える農道・林道の設置
 - (4)土地の開墾
- ●非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ●古賀市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

第2節 景観形成基準

届出対象行為に該当する場合は、次の基準に適合する必要があります。

届出対象行為に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、基準に適合するよう努めてください。

(1)建築物

対象物	景観形成基準				
		・周辺の景観と調和した全体的にまとまりある形態・意匠とし、連続性のある景観の 創出に配慮する。 ・大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感 を与えないように配慮する。 〈色彩〉 ・外壁の色彩は、色彩基準に基づくものとし、それ以外の色彩を使用する場合は、 外壁各面の面積の1/5以下とする。			
		【外壁の色彩基準】 色相	 明度	彩度]
		Бүд	8以上	2以下	
		5 R~Y R~5 Y	 8未満	6以下	
	形態·	上記以外	一	2以下	
外観意匠	・周辺の景観と調和した ※着色していない木材 低明度となるよう配成 分は、この限りでなり、 ※都市計画法に基づく下 地域においては、市の られた場合は、色彩	色又は低明度・低彩度 出来る限り少ように努起 せは避けるよるよう可配 た色彩とす・コ・ガーと かったというでである。 で業地域、 議会に超えたとの の景観の範囲を超えたとの というでは、 はいの ではいる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 と	を色を推奨する。 らとともに、対比効果 うる。 はする。 ・ト(顔料を配合する等 等の材料によって仕上 地域、準工業地域、工業 周辺の景観を大きくほ	(コントラスト) 等の処理を施し、 げられている部 き地域、工業専用 引害しないと認め 5。	
・周辺の景観との調和に配慮し、樹木や草花等によりできる限り緑化に努める緑化に当たっては、道路の安全性、視認性に支障が生じないよう留意する・建築設備は、道路から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景・塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺の景観との調なみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める。		留意する。 一る場合は、道路 づき修景する。 現との調和やまち			
位置・配	置	・周辺の景観や周囲のまれ	ちなみと調和した位置	i・配置とするよう努め) රං

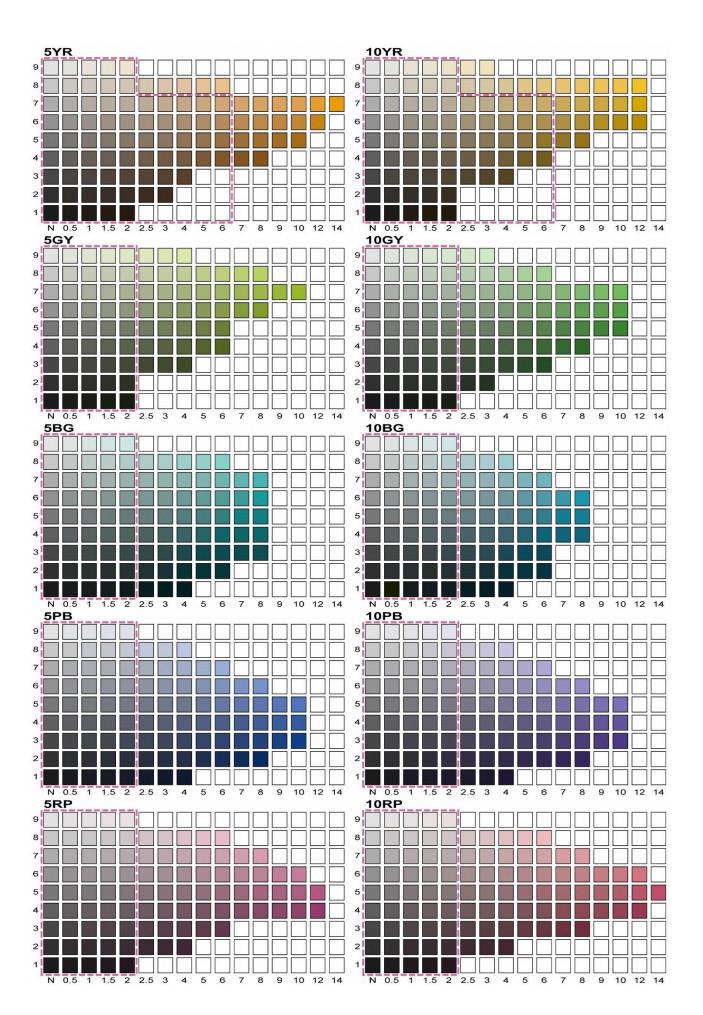
(2)工作物

対象物	景観形成基準		
塔状工作物 · 壁状工作物 · 横断工作物 ·	形態・意匠	・周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 ・落ち着いた色彩を基調とし、建築物の外壁の色彩基準に準じて、高明度、 高彩度の色彩は避ける。 ※やむを得ない場合は、目立たないように修景に努める。	
その他工作物	位置·配置	・周辺の景観や周囲のまちなみと調和した位置・配置とするよう努める。 ※やむを得ない場合は、目立たないように修景に努める。	

(3) 開発行為等

対象行為	景観形成基準
開発行為	・樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。 ・擁壁を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
土地の開墾、土石の採取、	・形状を変更する土地の範囲は必要最小限とする。
鉱物の掘採その他の土地の	・樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。
形質の変更	※当初の目的を終えた箇所については、既存の樹木や新たな緑化等によって修景に努める。
業として行う屋外における	・堆積物が道路から見えないように壁や植栽で遮蔽をするなどの工夫を
廃棄物、再生資源又は	行う。
再生部品の堆積	・遮蔽壁等を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。

- ※以下のような場合については、市の景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成基準を適用しないことができる。
 - ・寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
 - ・公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの



【参考:「マンセル表色系」について】

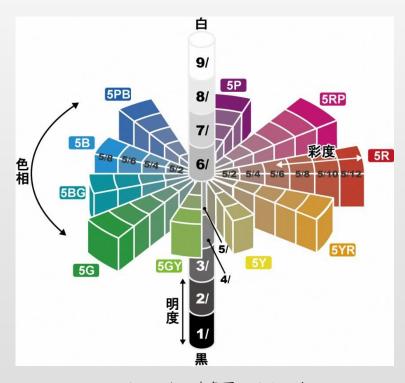
この計画では、日本工業規格(JIS)に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N(無彩色)とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色(白と黒自体も含む)の総称を指します。

▼色の3属性

	基本は赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) と、
①色相	中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)
	の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる
②明度	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる
③彩度	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる



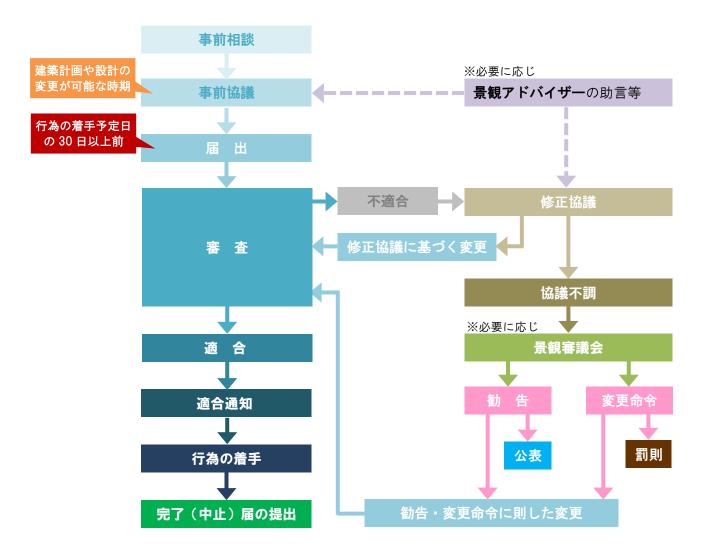
▲マンセル表色系のイメージ

マンセル値の読み方

5 R 4 / 12 (5アール4の12と読む)

①色相 ②明度 ③彩度

●行為の届出に係る手続きの流れ

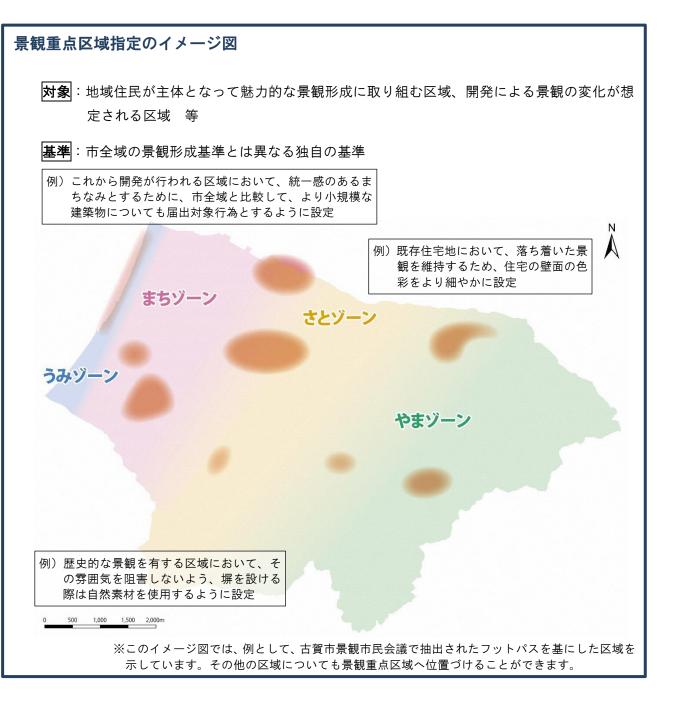


- ・建築物等の計画について、景観形成基準に照らして、対話型の協議を行います。
- ・景観法に基づき、次の罰則が適用されます。
 - ○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着 手した場合等
 - ○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等
 - ○1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合等

第3節 景観重点区域

景観重点区域とは、景観計画区域の中で、個別のより詳細な景観についてのルールを定める区域のことです。

地域住民が主体となって魅力的な景観形成に取り組んでいる区域や歴史的な価値のある区域、低層住宅の立ち並ぶ生活密着型の区域、一団の土地において今後開発が行われる区域などについて、景観重点区域に指定し、市全域とは別にそれぞれの区域の周辺景観に配慮した個別のルールを定めることができます。



第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

建造物や樹木は、市内に点在する景観資源の中でも、地域の景観に与える影響が大きいだけでなく、 歴史的価値を有していたり、地域のシンボルとして重要な役割を果たしていることもあり、古賀らしい 個性的で魅力的な景観まちづくりを推進する上で、重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

古賀市は、市の景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有する建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

- ①と②のいずれにも該当するもので、③から⑥のいずれかに該当すると認められるもの
- ① 道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの
- ② 老朽化、改造が著しくなく、原型をよく留めているもの又は修復が可能なもの
- ③ 建築物等として美観が優れているもの
- ④ 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与しているもの
- ⑤ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ⑥ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等 による維持・管理が積極的かつ継続的に行われているもの
- ※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については指定できません。

第2節 景観重要樹木の指定の方針

古賀市は、市の景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有する樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いた上で、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、次のいずれかに該当すると 認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れているもの
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与しているもの
- ③ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われているもの
- ※文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については指定できません。

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

[景観法第8条第2項第4号口]

第1節 指定の方針

道路や河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。

このため、次の方針に基づき、景観重要公共施設に指定し、施設管理者の協力を得ながら、良好な景観形成を推進することとします。

【景観重要公共施設の指定基準】

公共施設の中で、次のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 市の景観の骨格を形成するもの
- ② 市民にとって特別な意味があるもの又は親しまれているもの
- ③ 地域にとってシンボルとなるもの又はそれに深く関連するもの

第2節 景観重要公共施設

次のとおり景観重要公共施設を指定します。

(1)景観重要道路

番号	名称	対象区間
1	国道3号	市内の全区間
2	国道495号	市内の全区間
3	県道 筑紫野古賀線	市内の全区間
4	県道 古賀停車場線	全区間
5	千鳥・栗原線	全区間
6	古賀駅・前田線	全区間
7	鬼王線	全区間
8	町川原71号線	全区間

(2)景観重要河川

番号	名称	対象区間
1	大根川水系(大根川、谷山川、青柳川、薬王寺川、米多比川)	大根川流域
2	中川水系(中川)	中川流域

第3節 整備に関する事項

景観重要公共施設の整備にあたっては、次の事項に配慮することとします。ただし、国又はそれぞれ の施設管理者が定める指針等がある場合は、それに依拠することとします。

(1)景観重要道路

- ① 道路は、地域ごとの景観特性に配慮した形態意匠とすることとし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。
- ② 標識柱、照明柱、信号柱、分電盤等は、移動する車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることのないよう、煩雑にならないように配置し、可能な限り集約するよう努める。

(2)景観重要河川

- ① 動植物が生息可能な河川環境の保全に努める。
- ② 構造物は、周囲の自然環境等との調和に配慮した形態意匠とし、水辺への近づきやすさや親水に配慮する。

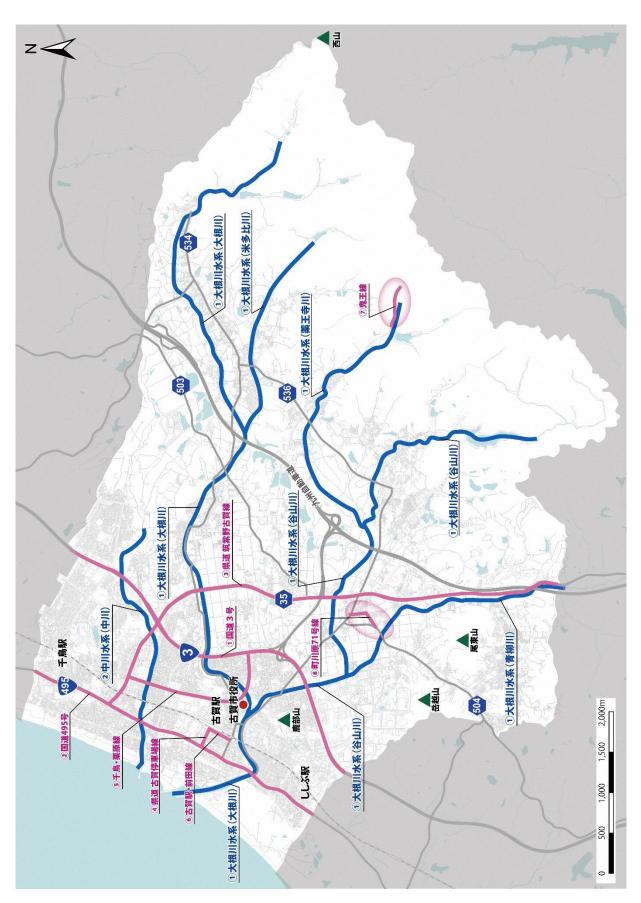


図 景観重要公共施設位置図

第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど私たちの身近なところで日常的に目にするものであり、まちの景観を構成する重要な要素と言えます。まちのにぎわいの創出にも寄与する一方で、その規模や色彩に統一感がない広告物が無秩序に設置されれば、まちの良好な景観を阻害することにもなります。

このため、屋外広告物の表示について適切に誘導することにより、良好な景観形成に向けて取り組む こととします。

なお、具体的な基準等については、次の指針を踏まえ、この計画に即して制定する古賀市屋外広告物 条例や規則で定めることとします。

【屋外広告物に関する景観誘導指針】

- (1) 面積、高さ、数量は、必要最小限とする。
- (2) 集約化に努める。
- (3) 形状や色彩は、自然や建築物等の周辺環境との調和に努める。
- (4) ネオン、点滅、動光又は動画を伴うものは設置しないよう努める。
- (5) 眺望を阻害しないよう努める。

〇屋外広告物の表示等の基準等に関する考え方

地域区分	考え方	主な用途地域等
良好な住環境を保全し、又は	落ち着きのある景観を形成するために、	・住居系用途地域
自然環境との調和を図る地域	過剰な屋外広告物の表示を抑制する	・市街化調整区域
		·田園居住地区 [※]
商業系又は工業系の施設等が	ある程度の屋外広告需要を踏まえつつ、	·商業系用途地域
多く立地する地域	まちなみの景観を向上させるために、屋	・工業系用途地域
	外広告物の形状、面積等について適切な	·筑紫野古賀線沿線地
	規制を行う	区※

※準都市計画区域内において特定用途制限地域として指定している地区

第7章 共働による景観まちづくりの推進

第1節 市民、事業者、行政の役割

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに、お互いがそれぞれの立場や特性を理解し、尊重しながら、協力・連携して取り組むことで、共働による景観まちづくりを推進します。

図 市民・事業者・行政の役割分担と共働のイメージ図

市民

- ・景観まちづくりの主役であることを認識する・景観まちづくりへの関心・理解を深め、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める・市の景観施策に積極的に参加・協力する
- ・事業活動が景観に影響を与えるも のであることを認識する
- ・事業実施においては、各種法令等を遵守し、専門知識や経験を生かし、良好な景観の形成に貢献する
- ・景観まちづくりへの関心・理解を深め、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める
- ・市の景観施策に積極的に参加・協力する

共働

行政

- ・景観まちづくりに関する施策を総合的に策定し、実施する
- ・道路などの公共施設の整備をする際は、景観まちづくりに先導的な役割を 果たす
- ・景観まちづくりの意識啓発、情報提供に努める
- ・景観まちづくりに携わる市民や事業 者の支援に努める

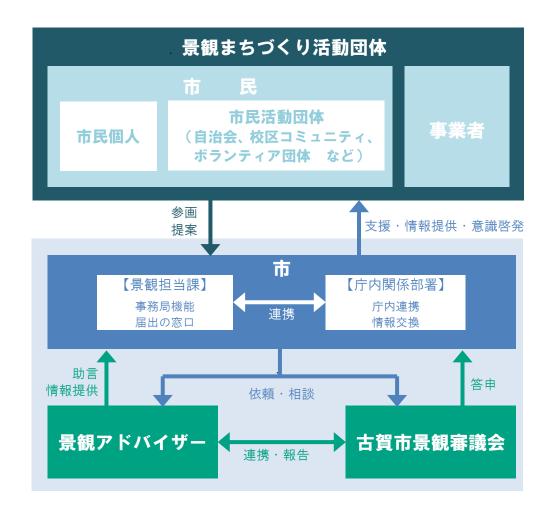
事業 者

第2節 推進体制のイメージ

市内では、さまざまな個人や団体が清掃等の景観まちづくり活動に取り組んでいます。景観まちづくりを推進するためには、個々の活動を活性化させるとともに、それらが連携し、あるいは組織化して一体的に取り組むことも重要です。

一方、市は、関係部署間での連携を深めるとともに、景観に関する重要事項を審議する「景観審議会」 や、届出対象行為に係る審査や公共施設の整備に関する技術的助言を求める「景観アドバイザー」を設 置するなど、計画を適切に運用できる体制の構築を図ります。

図 推進体制イメージ図



第3節 推進方策

市民・事業者・行政の3者が、それぞれの立場に応じた景観まちづくりに主体的に取り組むとともに、 相互に補完しあったり、連携したりすることにより、効果的に景観まちづくりを推進することを目指し ます。

(1) 市民・事業者ができる景観まちづくり

1) 自らが管理する場所の適正管理・緑化

個人宅や自社所有地等の個人や事業者の所有物については、現在空き家・空き地となっているものも含めて、所有者が責任を持って管理し、清掃や草刈等による適正な維持管理を行なうことで、地域の景観を乱さないようにすることが望まれます。

また、個人宅の庭先や事業所・店舗の周りの緑化を行ったり、敷地内に資材を置く場合は周囲から見えないように工夫したりすることで、地域の良好な景観形成に寄与することができます。

2) ボランティア活動・社会貢献活動等による取り組み

道路や公園、海岸等の公共空間の清掃活動や緑化活動、路上等違反広告物の撤去活動などの景観まちづくりに資する活動については、現在も、自治会やボランティア団体などの市民活動団体や事業者等によって積極的に取り組まれています。

このような活動は、市の良好な景観形成において大きな役割を担うものであり、今後も継続され、 活性化していくことが望まれます。

また、市が実施する景観まちづくりに関連する施策に積極的に参加・協力することで、景観まちづくりへの理解を深めたり、景観まちづくりに貢献することができます。

事業者にあっては、直接清掃活動等を実施するだけでなく、専門知識を活かした啓発事業を行ったり市民活動団体が行う活動を支援したりする方法で、景観まちづくりを行うこともできます。

3) 法令の遵守

建築物の建築等の行為を行う際に、本計画で定める届出対象行為にあたる場合は、遅滞なく市に 届出を行い、景観形成基準を遵守する必要があります。また、屋外広告物を掲出する際は、屋外広 告物条例で定める基準を遵守した内容で、市に申請を行い、掲出の許可を得る必要があります。

また、これらの届出や申請の対象ではない行為を行う場合においても、景観形成基準や屋外広告物に関する景観誘導指針に適合するよう努めることで、良好な景観形成の推進に寄与することができます。



4)地域による協定

地域で協定を締結することによって、その区域内に限定した様々な景観まちづくりのルールを作ることができます。景観法に基づくものとしては、景観法第81条に規定する「景観協定」があります。このような協定を締結することにより、地域の良好な景観を保全したり、個性的なルールづくりによって、地域の個性を創出したりすることができます。

例)住宅の外壁の色を規定する、コンクリートブロックではなく 生垣を設置する、夜間の過度なライトアップを制限する 等



5)地域住民等による景観計画の提案制度

地域特性に応じた景観形成を推進するため、景観法第11条に規定された住民等による景観計画の 提案制度を活用し、一団の区域における景観形成基準等について、景観計画に定めるよう市に提案 することができます。

(提案を受けた場合は、市は、計画の変更について検討し、判断を行います。)

6)情報発信

古賀市の魅力的な景観や、景観まちづくりに関する取り組みやイベント等について積極的に情報 発信することで、景観まちづくりへの関心や機運を高めるとともに、景観まちづくりに取り組むき っかけをつくることができます。

(2) 行政による取り組み

1)景観に配慮した公共施設の整備と適切な維持管理

市で整備する公共施設については、その施設の位置するゾーンや軸の景観形成方針・景観形成基準を遵守し、先導的に良好な景観形成を図っていきます。

道路・河川および大規模な公園等の公共施設は、地域の景観を乱さないように適正に維持管理を します。また、県や国の管理する公共施設においても、適正な維持管理が行われるよう、随時草刈 り等の依頼を行います。

2) 空き家・空き地バンクの運用

未利用の空き家や空き地は、その所有者が定期的に維持管理することが困難な場合があり、結果として雑草の繁茂など、地域の景観に悪影響を与えることがあります。市では、空き家・空き地バンクを運用し、未使用の空き家・空き地の利活用を図ることで、良好な景観の維持を図ります。

3)啓発・顕彰

景観まちづくりへの機運や関心を高め、景観まちづくり活動を活性化させるため、市が行う景観まちづくりの取り組みについて説明する出前講座や景観に関するセミナー等の啓発事業を実施するとともに、景観まちづくりに関する表彰制度を創設します。

4)情報発信

景観まちづくり活動団体の活動や、市の景観関連事業について市ホームページ等により紹介し、 市民や事業者が景観まちづくりへ参加するためのきっかけをつくります。

- ※景観まちづくりに活用できる市の事業の紹介(平成30年度事業の例)
 - 〇コスモスまちづくりプロジェクト(コスモスの種の配布)
 - 〇花いっぱい運動補助(花壇の設置や維持管理等に対する補助)
 - ○なの花まつり補助(地域のイベントに対する補助)
 - ○アダプト・プログラム(ゴミ袋の配布・ゴミの回収)
 - ○市民清掃活動支援(ゴミ袋の配布)
 - ○道路環境美化(道路や公園の清掃)



5) 市民や事業者が行う景観まちづくりへの支援

市民や事業者が行う景観まちづくりに対し、情報提供や、地域での協定の締結や景観計画の提案 制度の活用にあたって、専門家を派遣する等の支援を行います。

6)新たな制度への対応や研究

住民主体のまちづくりを推進するために近年新たに法整備された制度には、景観まちづくりにも 活用できるものがあります。共働による景観まちづくり推進に向け、このような制度の活用につい ても研究します。

(例)

〇都市計画協力団体制度(都市計画法)

地域住民によるまちづくり協議会等、市長から都市計画協力団体として指定を受けた団体が、良好な住環境を維持するための地区計画など、身の回りの都市計画の提案をすることができる制度です。

〇市民緑地認定制度(都市緑地法)

住民団体や事業者等が、市長の認定を受けた設置管理計画に基づき、土地所有者の協力のもと、空き地等を公園的な空間に整備・利活用する制度です。

○地域再生エリアマネジメント負担金制度(地域再生法)

3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動 区域内の受益者(事業者)から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する制度です。

第4節 景観計画の適切な運用

市は、本計画を適切に運用し、古賀らしい良好な景観形成を図ります。運用にあたっては、市民や事業者と共通認識を持つためのガイドラインを作成します。

また、本計画は、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、または古賀市総合振興計画などの上位・関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直します。

なお、景観重点区域の指定や景観重要公共施設の追加指定等が生じた場合には、随時修正を加えることとします。

巻末資料

●策定経過等

●策定経過等

(1) 策定経過

期日	事項	主な内容
平成29年2月12日	こが景観まちづくりセミナー	・参加者全員が3班(自然・緑班が2班、 歴史・文化班)に分かれワールドカフェ 【テーマ】 「"いい眺め"って何だろう?」 ・九州産業大学 工学部建築学科 教授 日高先生による講演
平成29年3月31日	第1回 景観市民会議	・3班(くらし・まち、歴史・文化、自然) に分かれ、重点テーマの絞り込みとまち 歩き候補地を検討 【テーマ】 「"お宝景観"をあぶりだそう!」
平成29年5月20日	第2回 景観市民会議	・班ごとにまち歩きを行い、"お宝景観"の魅力・問題点を整理 【テーマ】 「まちを歩いて確かめよう!」
平成29年7月3日	第1回 古賀市景観計画策定委員会	・景観計画策定の方針の決定
平成29年8月7日	第3回 景観市民会議	・班ごとに ①こがの特性、課題整理 ②景観のあり方・景観ゾーニングと方針 を検討 【テーマ】 「"お宝景観"のあり方を考えよう!」
平成29年10月20日	第4回 景観市民会議	・班ごとに ①景観のあり方及びルール等の検討 ②計画の確認と"眺め"のブランド化に 向けた戦略を検討 【テーマ】 「"お宝景観"を売り出そう!」
平成29年11月8日	第2回 古賀市景観計画策定委員会	・景観市民会議結果の報告 ・景観計画(素案)について ・景観条例について ・屋外広告物条例について
平成29年12月12日	第5回 景観市民会議	・3班(くらし・まち、歴史・文化、自然) に分かれ、提言(案)の内容を確認 【テーマ】 「提言をまとめよう!」
平成30年1月22日	「景観まちづくりの提言書」手交式	市民会議委員の代表者より市長に対し、 提言書を手交
平成30年1月30日	第3回 古賀市景観計画策定委員会	・景観計画(案)について ・景観条例について ・屋外広告物条例について
平成30年2月19日~ 3月5日	住民説明会の実施	小学校区ごとに全8回開催 参加者数:合計52名
平成30年2月19日~ 3月20日	パブリックコメントの実施	

期日	事項	主な内容
平成30年6月19日	第4回 古賀市景観計画策定委員会	・景観計画(案)について
平成30年7月17日	第5回 古賀市景観計画策定委員会	・景観計画策定委員会案の完成
平成30年8月2日	「古賀市景観計画策定委員会案」手交式	·景観計画策定委員長より市長に対し、 景観計画策定委員会案を手交
平成30年10月19日	古賀市都市計画審議会	・景観計画(案)について意見聴取

(2) 古賀市景観市民会議名簿

班	氏名
<	飯尾 翆
くらし	庵原 賢治
ま	木下 玖美子
ま ち 班	篠崎 建治
-,_	西園寺 秀樹
	世利 浩之
	忠津 孝
	中村 直史
	福崎 トビオ

班		氏名
歴	井上	慎也
歴史・	金子	美聡
文化	亀石	恵
班	末次	威生
	戸田	祐子
	新田	昌彰

※五十音順、	敬称略	(全23名)

班	氏名
自然	安部 俊伯
然 班	今村 恵美子
	上野 悦子
	宿理 英彦
	薛 孝夫
	古川 正紀
	間瀬田 阿由子
	三坂 明子

(3) 古賀市景観計画策定委員会委員名簿

※順不同、敬称略

区分	氏名	所属
	日髙 圭一郎	九州産業大学 建築都市工学部建築学科 教授 景観研究センター 研究員
識見者	箕浦 永子	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 助教
	松山 祐子	1級カラーコーディネーター
市民	新田 昌彰	古賀市史跡案内ボランティア
市民会議代表者	中村 直史	有限会社 リーブス(造園)
	今村 恵美子	古賀市歩いてん Do 好会

第1回古賀市景観市民会議

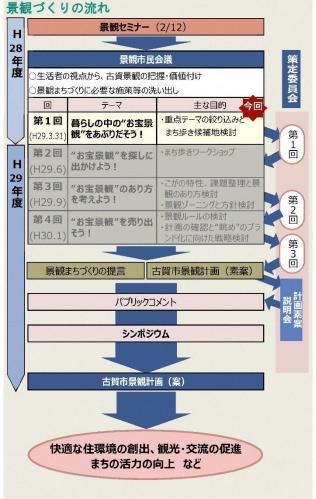
木々が芽吹き始め、春の訪れを実感できるようになってきた3月31日(金)に、「第1回 古賀市景観市民会議」を開催しました。会議には、古賀市内の様々な地域から14名 (委員総数25名)の方々にご参加いただき、年齢や性別、職業を越えて自由闊達な議 論が行われました。

第1回会議は、テーマを『暮らしの中の"お宝景観"をあぶりだそう!』と題して、くらし・ まち、歴史・文化、自然のテーマごとに3つの班に別れて、暮らしの中で皆さんが大事に 思っている景観を挙げていただきました。

この日発掘された景観は、どれも古賀の宝となる景観であり、古賀には多種多様なお 宝景観があちこちにあることを共有することができました。しかし一方で、話し合いでは、 古賀の悪いと感じる景観についても意見が挙がり、景観の取り組みにおいては、守り育て ると同時に改善していくことも大切であると実感する会議となりました。















第1回プログラム

19:00 1. 開会・あいさつ

19:10 2. 会議の目的・位置づけ

19:15 3. 景観のとらえ方

19:20 4. グループ分け&自己紹介

19:40 5. "お宝景観"をあぶりだそう! (景観テーマ別)

20:40 6. 発表・まとめ

20:55 7. 閉会・あいさつ



■◆△△■◆目◆円◆▲





宝景観とは・・・

第1回古賀市景観市民会議では、生活者の視点から、古賀のお宝景観をあぶりだしていただくため、まず参加者の皆さんと『景観とは何か?』『お宝景観とは何か?』ということについて、勉強しました。

市民会議では、『美しい海や田園、山並み、夕日などの風景』や『日常生活の中にある小径(フットパス**)』などの中で、他の人に誇りたい場所や誇れるように磨きをかけていきたい場所をお宝景観と位置づけます。

※「フットパス」とは イギリスを発祥とする"森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのま

古賀の景観を考える

まの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】"のことです。

グループワークでは、『くらし・まち』、『歴史・文化』、『自然』の班ごとにお宝景観や気になっている景観を挙げてもらいました。景観に対する考え方も人それぞれで、良い景観をアピールするだけでなく、悪いと感じる景観を改善することも必要との意見もありました。

今回は、テーマを超えて多くの人に共通したものから、「知る人ぞ知る」穴場的なものまで、古賀ならではのお宝景観を再発見することができました。日常生活の一部となっていて価値に気づきにくいものも、その価値を再発見し、大切にしていく必要があると考えます。また、古賀の悪いと感じる景観を改善することによって、よりよい景観にするという視点の重要性についても改めて認識しました。

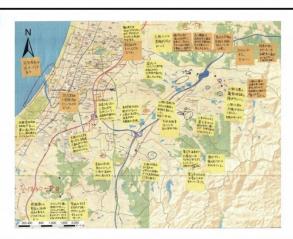
次回のまち歩きでは、今回挙げられたお宝景観や気になる景観について、実際に現地を見て再確認します。

班名 検討テーマ 作業風景 ▶都市景観(団地など)や幹線道 くらし・まち 路、生活道路などについて ▶周辺の景観に配慮しつつも、発 展していく街並みや道路周辺の 景観をいかに秩序立てていくか 悪いと感じる景観を 班 について 減らしていくことも大切! ▶市内にある歴史的なもの、文化 歴史 文化 的な景観などについて ▶景観ごとに時代背景や物語な どで関連付けられるかどうかに ついて 班 古賀の浜から見る夕日は 嵐の CM に負けない美しさ! ▶市特有の自然景観の保全・活 用等について 自然 ▶不法投棄等による景観の乱れ の問題について 班 何気ない田園景観が 新品质图图 良い!

◆各班の成果

【古賀の良い景観・気になる景観】

くらし・まち 班



【古賀のお宝景観】

歷史·文化 班



【まちあるき候補地】



【古賀のお宝景観】

自然 班



【まちあるき候補地】



第2回 古賀市景観市民会議のお知らせ 平成29年5月20日(土) 9:00~

次回は、第1回会 実際に現場を見なが

【古賀の良い景観】

●大塚の交差点

イギリスの田園のような景色が広がる。

●小野公園·薦野城跡 桜がきれい。

●薬王寺水辺公園

鹿を見ることができ、鹿ウォッチングも行われている。 ため池の水が昔よりきれいになった。





【古賀の気になる景観・アイデア等】

- ・古賀海岸には流木・ゴミがある。
- ·JR古賀駅で実施されている清掃活動と協力する。
- ・西鉄宮地岳線跡地を歩いて楽しい道にする。
- ・大根川の土手を安心して歩きたい。
- ・九州自動車道や国道3号沿いの田んぼが福岡都市圏ら しくない。
- ・古賀東中学校周辺や上米多比から薬王寺は街灯がなく 危ない。一方、舞の里の一部区内では、住民の自主的 な取り組みとして夜間は家の外灯をつけている。
- ・筵内や青柳小学校周辺にスクラップ置き場があり、景観 面だけでなく、生活環境面でも不安を感じる。
- ・街路樹の剪定に地域住民の意見も取り入れられると良 い。個人宅の木々が道路にはみ出している。
- ・屋外広告物の色彩が目立つ。
- ・段差あって歩きにくい道がある。

等

【古賀の特に自慢したい景観】

●古墳

ten

- ●古賀神社
- ●海辺の景観

古賀の浜から見る夕日。嵐のCMに負けない風景。

【古賀のその他のお宝景観】

- ·大根川上流
- ・薬王寺の歴史ある雰囲気
- ·小山田周辺
- ・鹿部神社からの眺め

等



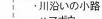


●古賀海岸

砂浜が白くとてもきれいで、日没が素晴らしい。

- ■興山園
- ●古賀グリーンパーク

【古賀の特に自慢したい景観】



- ・ハマボウ
- ·花鶴浜
- ・清滝の清流と桜
- ・米多比周辺の山なみと田園
- ・ムーミンの木、五所八幡

【古賀のその他のお宝景観】

- ・興山園と薬王寺をつなぐ遊歩道
- ムシロウチの菜の花
- 西部電機の桜並木
- ・桜の季節がオススメ

等





議で挙げられた古賀のお宝景観や気になる景観を班ごとに見学していきます。 がら話し合うことで、古賀の暮らしの中にある景観の魅力や問題点を再確認していきます。

第2回古賀市景観市民会議

若葉のにおいが満ちあふれる5月20日(土)、「第2回古賀市景観市民会議」を開 催しました。今回の会議には、市民会議委員11名に加えて、九州大学の箕浦先生・ 九州産業大学の日高先生と日高先生のお声掛けにより集まった11名の学生の方に ご参加いただきました。

第2回会議は、テーマを『まちを歩いて確かめよう!~お宝景観の現地確認、魅 力・問題点の整理~』と題して、第1回にて挙げていただいた"良い景観・気になる景 観"について実際に現場を見ながら話し合いました。

まち歩きでは、参加者の方々の情報を持ち寄ることにより、古賀のきらりと光る"お 宝景観"を再確認・再発見することができました。また、市役所に戻ってからのまとめ 作業では、まち歩きを思い出しながら共通認識を深めることができました。





景観づくりの流れ





▲九州産業大学 日髙先生



▲九州大学 箕浦先生





第2回プログラム

09:00 1. 開会・あいさつ

09:05 2. 全体の流れと

本日のプログラムの説明

3. グループ内あいさつと 09:12 作業説明·役割分担

09:20 4. まち歩き

11:30 5. "お宝景観"の魅力・問題点

の整理!

12:20 6. 発表・まとめ

12:30 7. 閉会・あいさつ



◆△△Ⅲ◆目◆円◆



ち歩きルートと各班の成果

第1回にて各班に挙げていただいたご意見を踏まえて、3つのテーマごとに、以下のルートにてまち歩きを行いました。















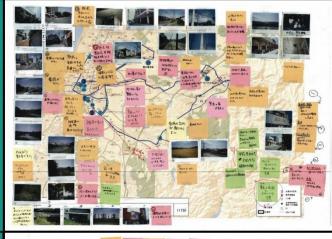
◆各班の成果

くらし・まち

班

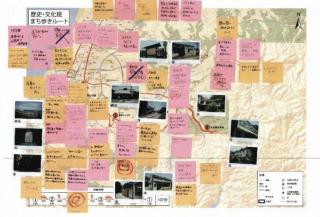
【作業の成果】

【話し合い・発表の様子】



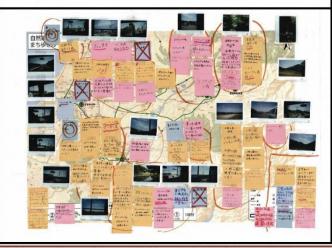


歴史·文化 班





自然班





第3回 古賀市景観市民会議のお知らせ 平成29年8月中に開催予定 次回は、第 2 回でを 更なる魅力 up を図を 魅力ある古賀市の景

下線:ベストシーン・ワーストシーン

青字:魅力を感じた点

赤字:気になる点・悪いと感じた点

【古賀の景観の魅力・問題点(一部意見抜粋)】

【大根川】

- ・上流の川は水がキレイで、草が茂っていない。 ホタルが出る。
- ・河川内に草が繁茂している。川の中に大木もあった。
- ・川にゴミが多い。
- ・川の水量が少ない。

【古賀市役所~古賀駅周辺】

- ・商店街は昭和レトロ感があって落ち着く。
- ・駅前の地中化された電線は、まちなみがスッキリ見えてよい。
- ・巨大な広告や派手な色の建物が目立つ。

【舞の里団地】

- ・町並みがきれい。
- 街路樹が切られすぎているところがある。
- ・電線が多い。送電塔が視界を妨げている。

【国道3号~大塚交差点】

·採石場で山が削られているのが、遠くからでも目立

【大塚交差点】

- ・麦畑の眺めが良く自然を感じられた。
- 大塚交差点からみえる山の採石場が残念。

【古賀サービスエリア】

・サービスエリア飲食店の広告の色はバラバラだが、サイズが揃っているので、それほど不快感はない。

【フットパスのキャッチコピー案】

- ◎平成生まれも大好きな昭和の街。
- ◎黄金(こがね)の田園とホタルの川 古賀。

等

【幹線道路沿線】

- ・看板が大きすぎる。
- ・赤系の看板が目立つと感じた。
- ・沿道店舗と周辺の看板が目立つ。 景観的に街と調 和した方が良い。

【鹿部山公園と皇石宮】

- ・山頂の展望台から見るジオラマの風景は美しい。
- ・樹齢の長い樹木が多く驚いた。
- ・日陰が多く涼しいので散歩コースに適している。

【青柳宿】

- ・良く見ると歴史的な建物がまだまだ残っていた
 - (青柳の旧郵便局等はレトロでかわいい)。
- ・青柳宿には整備が必要である
- ・歴史ある建物の活用がなされていない。
- ・青柳宿は赤間、畦町のように整備してほしい。

【薬王寺温泉】

- ・建物と山々の景色の調和が良い景観だった。
- ・古賀のたった 1 つの温泉街へ向けたルート開発が出来ていない。

【その他意見・提案等】

- ・市役所〜リーパスプラザこが〜福岡女学院看護大学はコスモス通りと名付けて道路にコスモスの花を植え、電線を地中化すると良い。
- ・古賀の歴史の道として、青柳宿~谷山や小山田~ 薬王寺を設定してはどうか。
- ・薬王寺だけでなく、興山園と組み合わせた小径をフットパスルートとしてはどうか。
- ・ 青柳宿の整備のためにプロジェクトチームを立ち上げてはどうか。

等

【幹線道路沿線】

- ・看板の派手な色彩が景観を損ねている。
- ・沿線店舗の看板が目立つ。

【五所八幡宮(ムーミンの木)】

・ムーミンの木周辺の巨樹の並木が良い。

【古賀グリーンパーク】

・グリーンパークは広々として緑豊かで、池や休憩所、遊具もあって良い。

【古賀グリーンパーク~小野公園】

- ・資材置き場やスクラップ工場は植栽による修景が必要
- ・薬王寺温泉のゲート付近を入口としてふさわしい空間 として整備するとともに、休耕田の利用法を検討してほ しい。

【小野公園】

・小野公園からの海岸側の眺望が非常に良かった。

【清滝周辺】

・あるいてん道沿いの川は、桜や蛍の名所だが、地元 住民以外の人にあまり知られていない。

【清滝~古賀市役所(大根川)】

- ・大根川の桜並木をもっと連続させたい。
- ・岸辺に何箇所か降りて、蛍を見たり少し遊べるようなところが出来れば良い。

【その他意見・提案等】

- ·花鶴ヶ浜と古賀海岸の景観が美しい。
- ・大根川の除草をして美しい名所に!
- ・あるいてん道+NEWあるいてん道とそれをつなぐ自 転車ネットワークを整備してほしい。

等

みなさんよりいただいた古賀の景観に対するご意見を踏まえて、これらの気になる点を改善し、良い点に磨きをかけ、 るためにはどうしたらよいか議論を深めていきます。

観についてみなさん一緒に考えましょう!!!

第3回古賀市景観市民会議

梅雨もようやく明け、猛暑の季節となった8月7日(月)、台風5号の接近に伴い開催が危ぶまれましたが、雨風ともに弱まり、無事に「第3回古賀市景観市民会議」を開催することができました。今回の会議には、市民会議委員17名と日髙先生、箕浦先生、学生さん2名の計21名にご参加いただきました。

第3回会議はテーマを『"お宝景観"のあり方を考えよう! ~お宝景観の特性とあり方の検討~』と題して、第2回のまち歩きにて現地確認したエリアを中心に、まちのお宝景観について、より具体的なまちのイメージ図をもとに、あるべき姿を話し合いました。

議論の中では、「イメージ図の中に書かれている派手な色彩の建物は規制したい」や「この景観を守るには電柱は地中化したい」といったご意見の他に、イメージ図を飛び越えた古賀市全体の景観のあり方についてのご意見など、多方面からの様々なご意見をいただき、活発な議論が繰り広げられました。





景観づくりの流れ





▲九州産業大学 日髙先生





▲九州大学 箕浦先生

第3回プログラム

19:00 1. 開会・あいさつ

19:05 2. 全体の流れと

本日のプログラムの説明

19:20 3. グループ内あいさつと 作業説明

4. グループワーク

〜お宝景観のあり方を考えよう!〜 20:45 5. 発表・まとめ

21:00 6. 閉会・あいさつ

19:30



■●▲▲■●目●円●▲

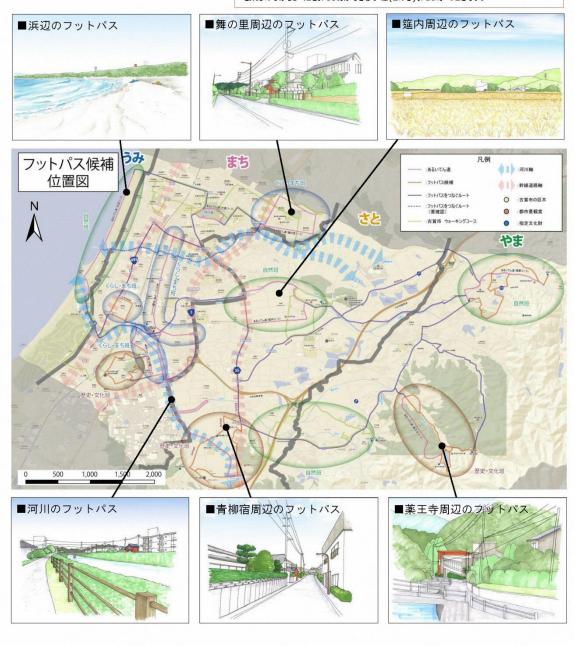


賀市のフットパス候補位置およびイメージ図

第 1 回のお宝景観の発掘および第 2 回のまちあるきの結果を踏まえ、古賀市内でのフットパス候補およびイメージ図をもとに、各班にてフットパスの景観のあり方を検討しました。

※「フットパス」とは

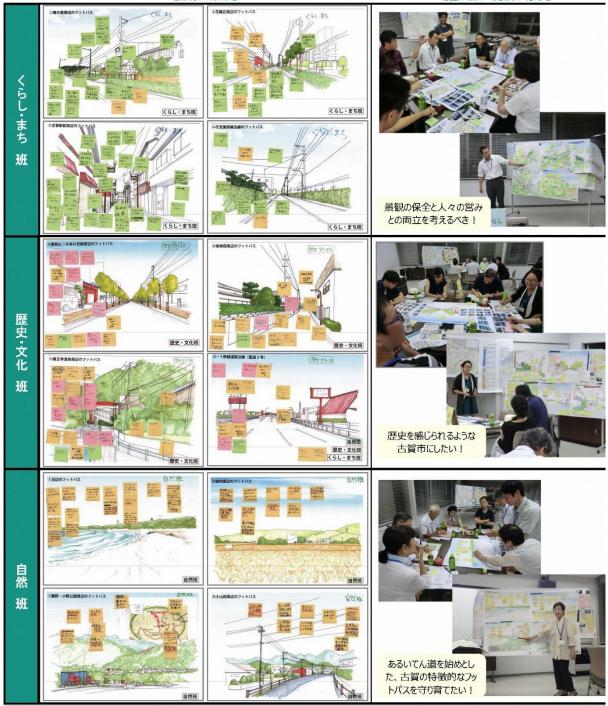
イギリスを発祥とする"森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと[Foot]ができる小径(こみち)[Path]"のことです。



◆各班の成果



【話し合い・発表の様子】



第4回 古賀市景観市民会議のお知らせ 平成29年10月中に開催予定

古賀市景観市民会議も次[ーズの検討と、これらを実現る

【フットパスにおける景観のあり方(一部意見抜粋)】

【舞の里周辺のフットパス】

- ・電線の張り方が煩雑で、余った電線が束ねられていた りする。すっきり見えるよう整理が必要である。
- ・街路樹の剪定や伐採の仕方を決めたい。 植栽の手入れ方法の講習会を開催し、住民が植栽の維持管理に関われるようにしたい。

【花鶴丘周辺のフットパス】

- ・桜並木など四季が感じられるようにしたい。
- ・幼稚園・保育園があり、通園で歩く人が多いので、スペースを作り、ベンチや遊具などを置きたい。子どもの絵をベンチなどに描いてもらうと良い。

【古賀駅前周辺のフットパス】

- ・木造3階建の貴重な建築物が並んでいるところが良い。
- ・シャッターが開く街にしたい。シャッターに絵を描くと良いのではないか。

- ・住む人と店舗を増やし、人が行き交う元気な街にしたい。店 が増えると緑も増えると思う。
- ・車を通す道と通さない道を区別し、レンガ通りにしたい。

【花見栗原線沿線のフットパス】

- ・リーパスプラザこがができて、沿道がきれいになった。
- ・昔と比べると歩道も道幅も広くなった。
- ・木、草が生い茂っている箇所がある。 刈ってきれいにしたい。
- ・中川の通りから見える場所が、流れが澱んでいて汚い。 【**筵内周辺のフットパス**】
- ・過疎化が進んでいるため、景観よりも暮らしが先である。
- ・筵内地区の農家の人たちが田んぼに菜の花を植えてきたが、維持が難しくなっており、サポートが必要である。
- ・菜の花まつりでは、子供たちの活き活きした顔が見られるのが良い。

#

【鹿部山・みあけ史跡公園周辺のフットパス】

- ・鹿部山から海側への眺望を守りたいので、景観を阻害 する高い建物は建ってほしくない。
- ・各戸建住宅に花が咲く庭木を植えてもらうと良い(実がなるものでも良い)。

【青柳宿周辺のフットパス】

- ・駐車場の設置やシャトルバスの運行などのアクセス手段の改善が必要である。
- ・月日、曜日などを決めて道路を歩行者専用にし、イベントを行うと良い。
- ・青柳宿だけ道路を石畳にすると良いのではないか。

【薬王寺温泉周辺のフットパス】

- ・ホタルや鹿などを育む自然の豊かさは守りたい。
- ・浴衣で歩きたくなるような温泉街らしい照明が欲しい。
- ・薬王寺温泉街の中央を流れる川の整備と、薬王寺温 泉と連動した古民家の再生が必要である。

【幹線道路沿線(国道3号)のフットパス】

- ・広告塔などは目印にしていることもあり、派手な看板は国道 らしくて良いのではないか。
- ・これ以上の電光掲示板の設置や多色使いの広告は規制してほしい。
- ・建物の色や高さ制限が必要。
- ・緑のまち古賀として、看板のカラーを緑主体にしたらどうか。 【幹練道路沿線(国道 495 号)のフットパス】

・マンションの高さについては、直接通りに面していないため、

- さほど気にならず、規制する必要はない。 ・特に花見交差点の看板の大きさは規制してほしい。
- ・横断歩道が少なく、車道が狭い。十分な幅の歩道の整備も 必要である。
- ・歩道幅に余裕のある箇所については、歩道に紅葉するような街路樹を植えてはどうか。

4

【浜辺のフットパス】

- ・西鉄宮地岳線路跡地なども活用して、フットパスをつなげるようにしたい。
- ・景観を守り、自然を壊さないためにも、人工的なものは 作らない。
- ・松林は保全し、ゴミなど置かないように指導を行う。
- ・松林の保護は基本である。松林の景観を阻害する余分なものを持ち込まないことが大事。

【筵内周辺のフットパス】

- ・農業用資材、ブルーシート、オレンジシート、水タンクなどのプラスチック製品、マルチシートの廃品などに注意して、心地よい農業景観を維持する必要がある。
- ・派手な色彩の建物や広告看板の規制が必要。
- ・農地の景観を守るためには、農業が継続できるような政 策が必要である。農村景観の土台となっている農業振 興も合せて考えるべきである。

【薦野・小野公園周辺のフットパス】

- ・太陽光発電パネルを設置する際に、緑地を削ってまで設置 するようなことはしたくないので、規制・誘導が必要。
- ・資材置場の設置場所を制限し緑化修景をしたい。
- ・採石場は、終わった所から順に緑化してほしい。

【小山田周辺のフットパス】

- ·郊外でのミニ開発の適正な誘導や制御が必要。
- ・船原古墳等の歴史的雰囲気と調和したまちなみとするため、建物色彩の誘導が必要。

【河川のフットパス】

- ・雑草の排除を行い、川の景観を改善したい。
- ・派手な色彩の規制が必要である。

【その他】

・現在、グリーンパークにて竹林を駆除し、広葉樹林化する 取組を行っており、今後も古賀市景観の財産として維持し たい。また同時にこの活用を PR していきたい。

回で第 4 回目となります。次回は第 3 回で議論した内容を踏まえ、各フットパスのあり方を表すキャッチフレ させるために自分たちができることについて考えていきます。

第4回古賀市景観市民会議

稲刈りも終わり、朝晩が冷え込み出した10月20日(金)に、「第4回古賀市景観市 民会議」を開催しました。今回の会議には、市民会議委員18名と箕浦先生の計19 名にご参加いただきました。

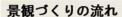
第4回会議では、テーマを『"お宝景観"を売り出そう! ~お宝景観のあり方と保全・育成に必要なことの検討~』と題して、第3回にて検討した各フットパス周辺の景観のあり方をもとに、フットパスエリアのキャッチフレーズや景観づくりをする上で必要なルールや整備方針、皆さんでできるまちづくり活動について検討しました。

議論の中では、「市の花であるコスモスを市内にもっと植えて花いっぱいにしたい」といったご意見や「市内に点在する景観資源をもっとPRするためには、SNSで写真を投稿してはどうか」といったご意見の他に、「市民でも手入れができるように、街路樹の剪定方法を教える講習会を開催してはどうか」等、古賀愛あふれる市民の皆様ならではの様々なご意見をいただきました。





▲九州大学 箕浦先生





まちの活力の向上 など

広報こがに載りました!



第4回プログラム

19:00 1. 開会・あいさつ

19:05 2. 全体の流れと 本日のプログラムの説明

19:20 3. グループ内あいさつと 作業説明

19:30 4. グループワーク ~"お宝景観"を売り出そう!~

20:45 5. 発表・まとめ

21:00 6. 閉会・あいさつ



古)賀市のフットパスネットワークおよび各フットパスの景観イメージシート

第3回での各フットパスエリアの景観のあり方を形にするため、各フットパスにて景観イメージシートを作成し、実現する ための方策を検討しました。





<畳観イメージシート> ①·⑤·⑥·⑦が今回の審議事項

①キャッチフレーズ フットパスイメージを一言で表す文言

②位置図 フットパスとその周辺エリアの位置図

③特性 フットパスとその周辺エリアの特徴を記載

④写真 フットパスとその周辺エリアの特徴的な景観の写真

⑤景観づくりのイメージ

フットパスとその周辺エリアの特徴的な景観を表したイメージ スケッチ

⑥必要な対策

景観づくりをする上で必要なルールや整備方針を記載

⑦私たちにできること

市民ができるまちづくり活動について記載 (既存のまちづくり活動とそれに加えて今後取り組んでいくことを追記)

◆各班の成果

【作業の成果(一部抜粋)】

【話し合い・発表の様子】



第5回 古賀市景観市民会議のお知らせ 平成29年12月中に開催予定 古賀市景観市民会まりシンポジウム(仮) 皆さんの声が古賀の

花いっぱいに!

【各フットパスエリアにおけるキャッチフレーズ・景観のあり方・私たちにできること(一部意見抜粋)】

【舞の里周辺のフットパス】

◆景観のあり方

- ・高いからいけないというより、周辺の景観となじまないものに 違和感を感じる。
- ・管理されているのであまり目立たないが、空き家が多い。 ・汚いものをなくしていく、引き算の景観づくりも必要。
- ■私たちにできること
- ・既に花いっぱい運動を始めており、活動が拡大している。

【古質駅前周辺(商店街)のフットパス】

- ★キャッチフレース
- 自然に人が集まる。
- ・オールドタウンストリート。
- ◆景観のあり方
- ·空地が増えているため、空地の活用をしたい。
- ■私たちにできること
- 花植え。
- ・イベントの実施による、空き地・空き店舗の活用。

【古賀駅周辺(駅前)のフットパス】

- ◆景観のあり方
- ・ベットタウン(住宅地)と商業地域で規制を変えた方が良い。 マンションがたくさん建つのを防ぎたい。

【幹線道路沿線(国道3号)のフットパス】

- ◆景観のあり方
- 使用してない看板や電柱を撤去したい。
- 沿道の草がしげっており、雑草の管理が必要。

【幹線道路沿線(筑紫野古賀線)のフットパス】

- ◆暑観のあり方
- ・草が車道に飛び出して生えないようにしたい。

【河川のフットパス】

- ◆景観のあり方
- ・ゴミをなくしたい。
- ・集中豪雨がきたら危険である。河川の整備が必要。

【その他】

・太陽光パネルについては、山の斜面に設置すると土砂災害を起こ しやすくする危険もあるため、規制できればいい。

【花鶴丘周辺のフットパス】

- ★キャッチフレース
- ・遺跡が残る住宅街。
- ・市民の憩いの場。
- ◆景観のあり方
- 市内には遺産や遺跡が多いが点在しており、連携させたい。
- ・鹿部山からの眺望は守りたい。
- ・ 自転車が通る道があればよい。
- ·AR(拡張現実)を使って昔の古賀市の様子(宅地開発される 前の山なみ等)が見られたら楽しそう!
- 私たちにできること
- ・親子で清掃活動ができるイベントの開催(ゴミ拾いして重さをは

【青柳宿周辺のフットパス】

★キャッチフレーズ

- 唐津街道。
- ◆景観のあり方 休憩スペースが欲しい。
- 白壁や木等を使った建物で統一したい。
- 路面を石畳にしたい。

●私たちにできること

- ・歴史的資源の PR のため、ゆるキャラを作る。
- ・隣市との情報交換や共有をし、意識啓発を行う
- ·SNSを活用し、インスタ映えする観光資源の写真を撮影する。

【薬王寺温泉周辺のフットパス】

- **★**キャッチフレー
- ·ほたると清流の薬王寺。
- ·古賀の秘境。

◆景観のあり方

- ・欄干が人工的なので、自然に近い素材で作るか塗ってはどうか。
- ・古民家の再生。
- ■私たちにできること
- ・川の清掃活動。
- 歴史的資源をPRするため、SNSにて情報発信等が必要。

【幹線道路沿線(筑紫野古賀線)のフットパス】

◆景観のあり方

- ・山側に高い建物は建てて欲しくない。
- ・自転車専用道を作ったら良いのではないか。
- ■私たちにできること
- ・沿道に菜の花を植える。

等

【浜辺のフットパス】

- ★キャッチフレー
- ・夕日の映えるパラソルライン。
- ◆景観のあり方
- ・砂浜をイベント開催等でもっと活用したい。
- 私たちにできること
- ・キレイな花が咲く場所の情報共有。

【筵内周辺のフットパス】

- ★キャッチフレーズ
- ・菜の花と稲穂の輝く錠内。
- ・黄金色に輝くムシロウチ。
- ◆景観のあり方

-

7.

- ・大根川の土手にコスモスを、あぜ道に彼岸花を植えたい。
- 私たちにできること ・花の手入れ(川沿い、空地等)。

【薫野・小野公園周辺のフットパス】

- ★キャッチフレーズ
- ・清流とホタルの里。
- ·砂鉄の道。

◆景観のあり方

- ・西山への登山道等をもっとキレイにしたい。
- ●私たちにできること
- 清流の清掃。

【小山田周辺のフットパス】

- ★キャッチフレース
- ・古墳のある歴史の里。
- ・ 大樹の社
- ◆景観のあり方
- ・古墳、斎宮等の歴史的な雰囲気と調和した景観づくりが必要。
- ●私たちにできること
- 古墳周りや家周りの花の手入れ。

【その他】

・西鉄跡地を遊歩道にして、歩きながら花を楽しめる道にしたい。 ・歩いてん道を中心に集中的に花植え(コスモス等)をする。

全体に共通するキャッチフレーズ

- ・古賀市の花であるコスモスを活かす。
- 花のまち古賀。

等

義も次回で最終回となります。次回は第1回~4回の総まとめとして、まちづくり提言書の確認と、古賀市まちづく に向けた発表準備を行います。いよいよ景観計画策定まであと少しです。

景観を作ります!!

第5回古賀市景観市民会議

今年も残すところあと少しとなり、冬将軍が到来した12月12日(火)に、「第5回古賀市景観市民会議」を開催しました。最終回となる今回の会議には、市民会議委員16名と箕浦先生の計17名にご参加いただきました。

会議では、テーマを『提言をまとめよう!』と題して、全5回の会議の意見をとりまとめた「古賀市景観まちづくりの提言書(案)」をもとに、内容の確認とともに、古賀の景観まちづくりの将来像を表すキャッチフレーズの検討と、フットパスごとの景観イメージシートの再検討を行いました。

議論の中では、「駅前は古賀市の顔というより玄関という言葉がふさわしい」といったご意見や「歴史的資源の写真を入れたほうがPRにもなる」といったご意見の他に、「住みやすい、歩いて楽しいといったフレーズを入れてはどうか」といった古賀のまちづくりのPRに繋がるようなご意見をいただきました。

また、平成30年の夏頃に開催予定である景観まちづくりシンポジウム(仮称)の発表者についても、各班で話し合いました。





▲九州大学 箕浦先生

古賀市景観市民会議グループ Facebook ページ開設! 活動の情報を配信しています



https://www.facebook.com/groups/1869130350083459/





快適な住環境の創出、観光・交流の促進

まちの活力の向上 など

景観セミナー (2/12)

景観づくりの流れ

第5回プログラム

19:00 1. 開会・あいさつ

19:05 2. 全体の流れと 本日のプログラムの説明

19:20 3. 「景観まちづくり提言書」、「景観計画」 の骨子イメージの解説

19:30 4. グループ内あいさつと作業説明

19:40 5. グループワーク ~提言をまとめよう!~

20:40 6. まとめ

21:00 7. 閉会・あいさつ

賀市景観まちづくりの提言書と各フットパスの景観イメージシート

全 5 回の会議にて検討した結果をまとめた、提言書(案)の内容を確認し、全体のキャッチフレーズや各フットパスに おけるキャッチフレーズ、写真や私たちにできること等の内容の確認を行いました。



<目次> _

- 1. 作成にあたって
- 2. 市民会議の開催
- 3. 古賀市のフットパス (1)私たちが考えるフットパス
- (2)フットパスの魅力向上に向けて (3)今後の活動に向けて
- 4. フットパス毎の景観のあり方
- 5. 作成を終えて
- (1)その他のまちづくりに関する意見
- (2)作成を終えた感想



夕日の映える バラソルライン ●

が辺では、温大な大野産を確む性外の大むク目が見られ、*高沢*畑の北神が風報しています。美しいク目と、有宮一点日 けて可なりに広がる海岸板や板林を表すパラソルラインの言葉を守ることが大切と考えています。 701年 化額が永公国や古資市自任の海岸線を含むフットバスエ リアです。 有資海県や松林による、自砂湾地の最複が広がっています。中川四口には一直で夕陽の近む時間と方向が分かる 了海風系原形け、お使着されています。 また、海岸からは側部を見渡すことができ、壮大な純星 最終が広がっています。

水辺差粉と不満和な電波格などの 派子な色均の 水辺差粉と不満和な液藻物の 良好な松得差粉の 工作物等の放射・誘導 色彩・男さ等の開制・誘導 衆全 マボラ・ハマユウ等の

私たちにできること キレイな花が吹く場所のマップを作成し、多くの人にPRし、歩いてもらいます。 板存の活動団体と連携して、多いてん道を中心に、草芯による緑化ボランティアを集めま

<景観イメージシート>

①キャッチフレーズ フットパスイメージを一言で表す文言

②位置図 フットパスとその周辺エリアの位置図

3特性 フットパスとその周辺エリアの特徴を記載

④写真 フットパスとその周辺エリアの特徴的な景観の写真

⑤景観づくりのイメージ

フットパスとその周辺エリアの特徴的な景観を表したイメージ スケッチ

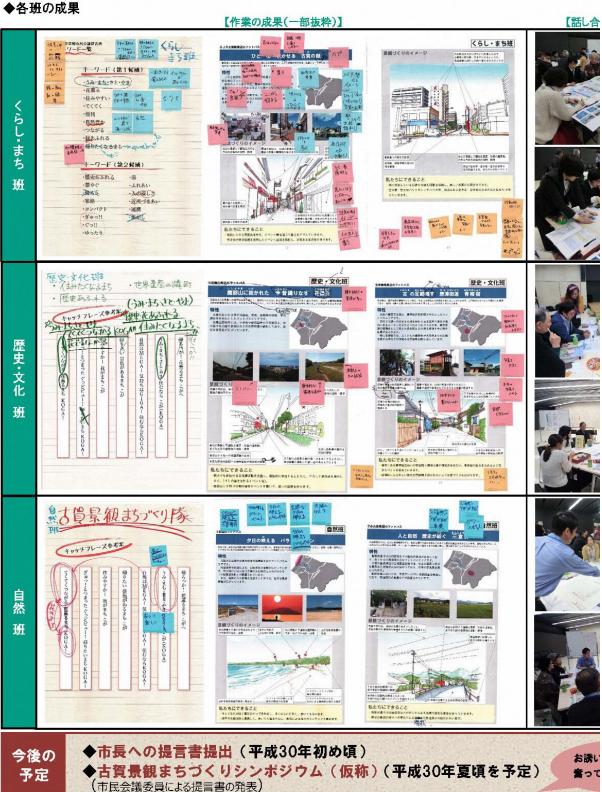
⑥必要な対策

景観づくりをする上で必要なルールや整備方針を記載

⑦私たちにできること

市民ができるまちづくり活動について記載

(既存のまちづくり活動とそれに加えて今後取り組んでいくこ とを追記)



【提言書に関する主なご意見(一部意見抜粋)】



【舞の里周辺のフットパス】

○キャッチフレーズ(ひとの和と花びら舞うまち 舞の里)に ついてのご意見

- ・「和みと笑顔の舞の里」
- 「和む、なごみ」などはやわらかい表現で良い。
- ・「舞う」という単語の中に、「踊りの舞う」と「笑顔の舞う」を かけており良い。
- ○写真についてのご意見
- ・人が映っている写真が良いのではないか。

【古賀駅前周辺(駅前および商店街)のフットパス】

- ○キャッチフレーズ(ひと・花 咲かせる 古賀の顔)につい てのご意見
- ・「ひと、にぎわい(咲かせる)。古賀の玄関」
- 一顔や玄関と言ったハブ(車輪の中心部)のような意味を含 めたい。
- ・駅が人の出入りや出発、スタート、始まりなどの単語をイメ 一ジさせるため、「さぁ!出発!」、「ここから始まる」といっ たイメージのフレーズを入れてもいいのではないか。

○写真についてのご意見

・街なみと駅が一緒になっている写真を入れてはどう か。例えば駅前通りの端から古賀駅が正面に見えるよ うな写直等。

【幹線道路沿線(市道千鳥・栗原線)のフットパス】

○キャッチフレーズ(おしゃべりと花と文化が芳ほる道)に ついてのご意見

- ・「文化を育むおしゃべりの道 |
- ・「学ぶ」等の単語も良い。

【提言書全体のキャッチフレーズ】

- うみ・まち・さと・やまを一言で表現できないか。例えば、 うみを波、やまを緑に読み替えて、「緑の朝日とさざな みに包まれたまち KOGA I
- ・1 回聞いたら覚えるような、インパクトのあるフレーズが

等



【花鶴丘周辺のフットパス】

○キャッチフレーズ(鹿部山に抱かれた 今昔織りなす 花鶴丘)についてのご意見

- ・今昔織りなす 鹿部山に抱かれた 花鶴丘
- ○写真についてのご意見
- ・なるべく空が明るい写真を使って欲しい。
- ·歴史的な資源(鹿部山の上に配置されている経筒等) の写真を入れたい。

【青柳宿周辺のフットパス】

- ○キャッチフレーズ(古の足跡残す 唐津街道 青柳 宿〉についてのご意見
- ·「古の足跡残す」を「古の足音聞こえる」にすると臨場 感があって良いのではないか。
- ○写真についてのご意見
- ・お寺の写真を入れてはどうか、
- ○景観づくりのイメージについてのご意見
- ・電線の地中化について書いてもいいのではないか。

○私たちにできることについてのご意見

- ·古賀市が行っている出前講座を活用し、古賀市民に 向けて景観まちづくり活動を広めたい。
- ・古賀市でもサイクルツーリズムを取り入れてはどうか。

【薬王寺温泉周辺のフットパス】

○写真についてのご意見

・興山園の天空の桜や薬王寺水辺公園の写真を入れ たい。

【提言書全体のキャッチフレーズ】

- ·「うみ·まち·さと·やま てくてくつながる(花でつながる) KOGA!!!
- ・「歴史・花あふれる 住みたくなるまち こが」

等



【浜辺のフットパス】

- ○キャッチフレーズ(タ日の映える パラソルライン)につ いてのご意見
- · 「夕日の映えるパインベルト」
- ・「夕日が映える古賀海岸」
- ・「夕日の映えるグリーンベルト」

【小山田周辺のフットパス】

- ○キャッチフレーズ(人と自然 歴史が紡ぐ 三重奏)に ついてのご意見
- ·「"人"·"自然"·"歴史"が紡ぐ三重奏」と単語を強調し てはどうか。
- ・パワースポットのイメージがある。

【筵内周辺のフットパス】

- ○キャッチフレーズ(菜の花と稲穂の輝く むしろうち)に ついてのご意見
- ・「黄金色(こがねいろ)」といった単語を入れてはどうか。

【提言書全体のキャッチフレーズ】

- ·「うみ・まち・やま てくてくつながる 花のまち こが」 ・「帰りたくなるまち KOGA」
- ・「うみ・まち・さと・やま 歴史つながる こが」
- ·「緑を訪ね 歩こうKOGA」
- ・「歩く」や「フットパス」に焦点を当てたフレーズが良い。
- ・「住みやすいまち」や「歩いて楽しい」といったフレーズ を入れたい。

等



【薦野・小野公園周辺のフットパス】

- ○キャッチフレーズ(清流と山あいに咲く 恋蛍)について のご意見
- ・「咲く」ではなく、「舞う」といった単語にしてはどうか。

あわせの上、 ご参加ください! 全5回の会議おつかれさまでした。さあ、古賀の景観まちづくりはこれからが始まりです! 古賀の景観まちづくりを一緒に盛り上げましょう!



古賀市 建設産業部 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL: 092-942-1119

E-mail: kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp